

令和4年高取町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和4年 3月 4日 (金曜日)
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和4年 3月 4日 午前10時00分
閉会 令和4年 3月16日 午前10時31分

出席議員 (8名)

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	□	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員 (0名)

なし

会議録署名議員

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
8	番	新	澤	明	美	君

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	新	田	靖	幸	
書				記	佐	々	木	一	雄

説明のため出席した者の職・氏名

町		長	中 川 裕 介	君
副	町	長	東 扶 美	君
教	育	長	安 田 光 治	君
総	括 参	事	武 平 年 史	君
教	育 次	長	前 田 広 子	君
総	務 課	長	芦 高 龍 也	君
総	合 政 策 課	長	石 尾 宗 将	君
税	務 課	長	岸 本 資 之	君
住	民 課	長	米 田 晴 信	君
福	祉 課	長	榊 井 貞 男	君
新	型	コ	ロ	ナ
ワ	ク	チ	ン	接
種	対	策	推	進
室	長			
ま	ち	づ	く	り
課		長	吉 田 宗 義	君
事	業 課	長	森 本 修	君
会	計 管 理 者		中 島 佐 知 子	君

議事日程

令和 4年 3月 4日 午前10時00分 開議

- 1 会期の決定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 町長招集挨拶
- 4 発第1号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書の提出について
- 5 同第1号 高取町農業委員会委員の任命について
- 6 報第1号 専決処分の報告について
(令和3年度高取町一般会計補正予算(第9号))
- 7 報第2号 専決処分の報告について
(令和3年度高取町一般会計補正予算(第10号))
- 8 報第3号 専決処分の報告について
(令和3年度高取町一般会計補正予算(第11号))
- 9 報第4号 専決処分の報告について
(高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について)
- 10 議第1号 令和3年度高取町一般会計補正予算(第12号)
- 11 議第2号 令和3年度高取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議第3号 令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 13 議第4号 令和4年度高取町一般会計予算
- 14 議第5号 令和4年度高取町国民健康保険特別会計予算
- 15 議第6号 令和4年度高取町下水道事業特別会計予算
- 16 議第7号 令和4年度高取町介護保険特別会計予算
- 17 議第8号 令和4年度高取町学校給食特別会計予算
- 18 議第9号 令和4年度高取町後期高齢者医療特別会計予算
- 19 議第10号 令和4年度高取町水道事業会計予算
- 20 議第11号 高取町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 21 議第12号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について
- 22 議第13号 高取町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 23 議第14号 高取町立学校給食センター管理条例の一部改正について
- 24 議第15号 奈良県広域消防組合格約の変更について

- 2 5 議第 1 6 号 普通財産の譲与について
- 2 6 議第 1 7 号 普通財産の譲与について
- 2 7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

追加議事日程

- 1 発第 2 号 ロシアによるウクライナ侵攻に対し抗議および制裁処置を求める
意見書の提出について

午前10時00分 開会

- 議長（新澤良文君） 皆さん おはようございます。ただ今から、令和4年高取町議会第1回定例会を開会いたします。

議員各位におかれましては、議会運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本会議に上程となります案件といたしまして、発議案件1件、同意案件1件、報告案件4件、議決案件17件、並びに一般質問をお受けいたしますので、慎重なるご審議をお願いし、議員各位、並びに理事者、管理職の皆様のご協力をお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は成立いたします。

- 議長（新澤良文君） 日程第1 会期の決定について、を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、去る2月16日の議会運営委員会におきまして、本日3月4日から3月16日までの13日間と決定いたしておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本会期は本日から、3月16日までの13日間と決定いたしました。
-

- 議長（新澤良文君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、1番、森川議員、2番、西川議員、8番、新澤議員の3名を指名いたします。よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（新澤良文君） それでは、日程第3 議会招集のご挨拶を中川町長よりお受けいたします。中川町長、ご登壇願います。中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

- 町長（中川裕介君） 議長のお許しをいただきましたので、召集の挨拶をさせていただきます。皆さんおはようございます。令和4年第1回定例会開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和4年第1回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。去年は、新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、町民の皆さまに多大なるご心配と

ご迷惑をおかけいたしましたして、改めて深くおわび申し上げます。町議会では百条特別委員会を設置され、調査、検証されているところでございます。町は、引き続き真摯に対応してまいります。令和4年高取町議会第1回定例会の開会を迎え、当初予算などをご審議いただくにあたり、議員、並びに町民の皆さまのご理解とご協力を賜りたく、新年度の重点施策を中心に所信を申し上げたいと思います。

さて、高取町でございますが、令和4年国勢調査の結果により、本年4月に過疎地域に指定されます。今後、国からの有利な財政支援を活用させていただきまして、6つの基本姿勢をもとに町民の皆さまに寄り添い「健やかに住み続けたくなる高取町」を目指させていただきます。

まず、令和4年度当初予算案の概要についてご説明いたします。一般会計予算案は、36億7,000万円で、前年度当初予算に比べ、1億7,200万円、率にいたしまして、4.92%の増額となっております。

まず、歳出でございます。ふるさと応援寄付金促進事業3,500万円、役場事務処理システムデジタル化推進など電子計算関係で約3,600万円、障害福祉サービス費約3,000万円などの増加によるものでございます。

次に、歳入でございます。税収につきましては、約6億2,400万円、ほぼ前年度並みを見込んでおります。ふるさと応援寄付金は、寄付の増加によりまして前年度と比べまして3,500万円の増額となっております。地方交付税、臨時財政対策債は、国の地方財政対策に基づきまして、あわせて前年度と比べまして約4,200万円の減額となっております。国庫支出金、県支出金は、対象となる事業費の増加に伴いまして、それぞれ増額となっております。なお、財源調達の工夫をしてもなお生じます歳入の不足分につきましては、財政調整基金からの繰入を前年度と比べまして約7,300万円を増加させ、充てさせていただいております。

続いて、令和4年度当初予算案の主な取り組みについてご説明いたします。まず、町民の皆さんの安全・安心を優先したまちづくりでは、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種を、安全安心を最優先にして実施させていただきます。また、自治会に対します監視カメラの設置補助を継続するとともに、ため池劣化状況調査を新たに行います。次に、福祉、医療、健康、子育てでは、高齢者向けインフルエンザワクチン接種の自己負担軽減を継続させていただきます。また、要保護、準要保護家庭児童生徒へのインフルエンザワクチン接種の無償化。また、がん検診受診率の向上のための、がん検診の無償化と検診支援期間の延長を引き続き行わせていただきます。このほか、新たに骨髄移植ドナー支援事業を実施させていただきます。

教育の充実では、本年4月に、新たかとり幼稚園を開園いたします。また小学校におきまして、30人学級を継続させていただきますとともに、さらに、校務支援システムを更新させていただきますして、教職員の負担軽減をさらに図るとともに、小学校学習指導員の配置やスクールサポートスタッフを小学校、中学校に引き続き配置し、児童生徒の学習を支援させていただきます。また、新たに放課後児童クラブ支援員の処遇を改善いたします。このほか、利用者の利便性の向上のために、現在月曜日がお休みとなっておりますグラウンド、テニスコート、体育館を新たに開場いたします。また、議会の方では、本会議、委員会のライブ配信など、可視化を推進されます。また、親しみやすく信頼される役場づくりを目指させていただきますして、事務処理システムのデジタル化を進めるとともに職員研修の充実を図ります。引き続き、ホームページや広報誌によります情報発信を積極的に行います。将来を見据えたまちづくりでは、空家対策として、空家の活用に向けた先進事例調査を行います。また、老朽化した危険空家の解体撤去に要する経費の補助を継続するとともに、空家実態調査を実施いたします。定住移住促進支援としまして、浄化槽設置整備補助金への上乗せ支援を引き続き行わせていただきます。また、就業の多様化に向けまして新しい仕組みづくりとして「しごとコンビニ」の本格的な運営に取り組みます。このほか、生活インフラ整備と維持補修の充実を図ります。道路、橋梁や住宅をはじめ、施設の老朽化が進んでいることから、国庫補助金を有効に活用しながら、長寿命化に向けました改修を計画的に実施致します。また、下水道整備を計画的に引き続き実施させていただきます。賑わい創出では、いままでの取り組みに加えまして、令和3年10月に土佐街道沿いにオープン致しました、チャレンジショップ「カレー事変」及びコミュニティースペースを運営し、町民の皆さまの交流や地域の活性化を図ります。また、観光資源の魅力創出を図るため、市尾墓山古墳の整備、与楽カンジョ古墳とその周辺散策道の整備を進めます。また、出土遺物の復元、整理といたしまして、新たに高取城鯨の復元、清水谷遺跡出土遺物の調査を行います。

その他の会計につきましては、前年度当初予算と比べまして、国民健康保険特別会計では約7,830万円、率にして、9.33%の増額。下水道事業特別会計は約3,690万円、率にして、12.08%の減額。介護保険特別会計は約820万円、率にして0.9%の増額。学校給食特別会計は180万円、率にして、6.76%の減額。後期高齢者医療特別会計は約1,360万円、10.37%の増額。水道事業特別会計は、約150万円、0.52%の増額となっております。一般会

計、特別会計の全ての合計では、前年度当初予算に比べまして、約2億3,500万円、率にして3.90%の増額となっております。以上が令和4年度当初予算案の概要でございます。

町の財政状況が依然として厳しい中、ふるさと応援寄付金の受け入れによる財源確保に努めるとともに、これまで同様、国庫支出金、県支出金、後年度の元利償還に対しまして地方交付税に算入される有利な地方債を活用するなど、工夫してまいります。さらに、全ての予算執行に当たりましては、より一層の経費節減に努めます。あわせて、財政運営は、将来の借金残高、借金返済金、預貯金の残高、人件費を十分に踏まえまして、将来の負担を見据えました計画的な事業推進、また、事業の平準化によりまして、財政の安定化に努めさせていただきます。なお、参考までに高取町内で、令和4年度奈良県事業といたしまして、引き続き高取バイパスの整備、急傾斜地崩壊対策事業、高取城跡保存整備、フォレスターアカデミーの実習林の活用につきまして、引き続き行っていただきます。

皆様におかれましては、町政に対するご理解を賜りまして、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。私の所信、また、開会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。ここで暫時休憩をいたしまして、全員協議会を開催いたします。議員各位におかれましては、集会室へお集まりくださるようお願い申し上げます。暫時休憩。

午前10時13分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。

日程第4発第1号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書の提出についてから、日程第26議第17号 普通財産の譲与について、までを一括上程とし、これより提案理由の説明を求めます。はじめに、議員提案であります 日程第4発第1号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書の提出についての提案理由説明をお受けいたします。7番 森下議員、ご登壇願います。

〔7番 森下明君 登壇〕

○7番（森下明君） 発第1号、コロナ禍による米価下落対策を求める意見書の提出について賛成者であります4番、松本議員と共に提出させていただきましたので、その提案理由説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による需要の減少により米価の下落が米農家を直撃しています。奈良県農協の県産ヒノヒカリの買い上げ価格は、50年近く前の米価となっており、農家の営農意欲を減退させる米価暴落に危機感が広がっています。過剰米の在庫を政府が買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。また、買い上げた米を生活困窮者、学生などへの食糧支援で活用すること。当面、国産米の需給状況に応じた輸入量調整を実施することなど、コロナ禍というかつて経験したことのない危機的状態の中で、農業者の経営と地域の農業を守るために意見書の提出を強く要望するものであります。議員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます。提案理由説明とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、日程第5 同第1号、高取町農業委員会委員の任命についての提案理由説明をお受けいたします。中川町長、ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 同第1号、高取町農業委員会委員の任命について同意を求めるものでございます。本件につきましては、農業委員会の委員14名が令和4年3月31日に任期満了となるため、後任として14名の委員を任命いたしたく議会の同意を求めるものでございます。よろしくご同意の程お願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、日程第6 報第1号 専決処分の報告についてから、日程第26 議第17号 普通財産の譲与についてまでの提案理由説明をお受けいたします。東副町長、ご登壇願います。

〔副町長 東扶美君 登壇〕

○副町長（東扶美君） それでは、本定例会に上程します議案の提案理由についてご説明を申し上げます。本件は日程第6から日程第26まで、報告案件が4件、議決案件が17件の合計21件でございます。なお、別途配布いたしております第1回定例会提案理由説明資料に各議案の概要をまとめておりますので、ご覧ください。また、議案の詳細につきましては、後日各委員会におきまして関係課長からご説明させていただきます。

最初に、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分について、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。4件です。日程第6「報第1号 専決処分の報告について、令和3年度高取町一般会計補正予算

(第9号)」でございます。緊急に補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算(第9号)により、令和3年12月14日付で歳入歳出予算の補正を行ったものでございます。補正予算額として、3,902万9千円を増額補正したものです。これにより、補正後の予算総額は38億8,556万6千円となります。歳入の補正の財源内訳、補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第7「報第2号 専決処分の報告について、令和3年度高取町一般会計補正予算(第10号)」でございます。緊急に補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算(第10号)により、令和3年12月28日付で歳入歳出予算の補正を行ったものでございます。補正予算額として、1億691万円を増額補正したものでございます。これにより、補正後の予算総額は39億9,247万6千円となります。歳入の補正の財源内訳、補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第8「報第3号 専決処分の報告について、令和3年度高取町一般会計補正予算(第11号)」でございます。緊急に補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算(第11号)により、令和4年1月20日付で歳入歳出予算の補正を行ったものでございます。補正予算額として、2,413万1千円を増額補正したものです。これにより、補正後の予算総額は40億1,660万7千円となります。歳入の補正の財源内訳、補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第9「報第4号 専決処分の報告について、高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給につきましては、令和2年1月1日から開始され、昨年12月31日までとなっておりましたが、国の財政支援期間が拡大され、本年3月31日まで延長となることによる条例の一部を改正で、令和3年12月13日付けで専決処分したものでございます。

次に、日程10「議第1号 令和3年度高取町一般会計補正予算(第12号)」でございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算(第12号)により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。補正予算額として、歳入歳出それぞれを2,448万4千円減額するものでございます。年度内に新たに対応が必要となった事案等にかかる増額補正と、予算の執行状況等から不要と見込まれる予算の減額補正を行い、総額では減額補正となるものでございます。

歳入の補正はお手元資料の財源内訳に記載のとおりでございます。

次に繰越明許費についてでございます。今年度におきましては資料記載のとおり6事業、総額6,491万7千円を翌年度に繰越し実施したいと考えます。

次に、地方債についての補正でございます。こちらにつきましては資料記載のとおり、2事業、3,894万8千円を減額するものです。これにより町債全体としての発行限度額は2億4,145万2千円となります。なお、補正後の一般会計予算総額は39億9,212万3千円となります。補正予算の内容につきましては、お手元資料記載のとおりでございます。

次に、日程第11「議第2号 令和3年度高取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」についてでございます。繰越明許費についてでございます。今年度におきましては資料記載のとおり、1事業8,300万円を翌年度に繰越し実施したいと考えております。

次に、日程第12「議第3号 令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてでございます。今般、補正予算を編成すべき必要が生じたので、補正予算（第3号）により、歳入歳出予算の補正を行いたいと考えております。保険事業勘定におきまして歳出予算の目の組み替えをするものでございまして、予算総額の変更はございません。補正予算につきましては以上でございます。

次に、日程13「議第4号 令和4年度高取町一般会計予算」でございます。令和4年度の当初予算総額は36億7,000万円でございます。前年度当初予算に比べ1億7,200万円、4.92%の増でございます。主な内容は先程の町長の所信表明のとおりでございます。

次に、日程第14「議第5号 令和4年度高取町国民健康保険特別会計予算」でございます。令和4年度の当初予算総額は9億1,746万3千円です。前年度当初予算に比べ7,828万6千円、9.33%の増です。

次に、日程第15「議第6号 令和4年度高取町下水道事業特別会計予算」でございます。令和4年度の当初予算総額は2億6,844万9千円です。前年度当初予算に比べ3,688万3千円、12.08%の減です。

次に、日程第16「議第7号 令和4年度高取町介護保険特別会計予算」でございます。まず、保険事業勘定でございます。令和4年度の当初予算総額は9億2,866万9千円です。前年度当初予算に比べ762万9千円、0.83%の増です。次に、介護サービス事業勘定でございます。令和4年度の当初予算総額は494万7千円です。前年度当初予算に比べ57万8千円、13.23%の増です。

次に、日程第17「議第8号 令和4年度高取町学校給食特別会計予算」でございます。令和4年度の当初予算総額は2,483万円です。前年度当初予算に比べ180万円、6.76%の減です。

次に、日程第18「議第9号 令和4年度高取町後期高齢者医療特別会計予算」でございます。令和4年度の当初予算総額は1億4,485万6千円です。前年度当初予算に比べ1,360万6千円、10.37%の増です。

次に、日程第19「議第10号 令和4年度高取町水道事業会計予算」でございます。まず、収益的支出の令和4年度の当初予算総額は2億2,988万9千円です。前年度当初予算に比べ409万4千円、1.75%の減です。次に、資本的支出の令和4年度の当初予算総額は6,828万円です。前年度当初予算に比べ562万2千円、8.97%の増です。新年度予算案につきましては以上でございます。

次に、日程第20「議第11号 高取町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」でございます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を削除するため、高取町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程第21「議第12号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について」でございます。国民健康保険の県単位化に伴う保険税率の変更及び未就学児に対する保険税の減免制度の創設のため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程第22「議第13号 高取町立幼稚園設置条例の一部改正について」、並びに日程第23「議第14号 高取町立学校給食センター管理条例の一部改正について」でございます。両条例共、令和4年4月に新たかとり幼稚園が開園することに伴い、名称など、条例の一部を改正するものでございます。

次に、日程第24「議第15号 奈良県広域消防組合規約の変更について」でございます。地方自治法第286条第1項の規定により、奈良県広域消防組合規約を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、日程第25「議第16号 普通財産の譲与について」、並びに日程第26「議第17号 普通財産の譲与について」でございます。両条例共、旧育成小学校校舎棟につきまして、令和4年3月25日で使用貸借契約期間が終了することに伴い、建物部分を譲与するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が上程案件の概要、提案理由説明でございます。ご審議のほどよろしくお願

い申し上げます。

-
- 議長（新澤良文君） ありがとうございます。それでは、日程第4 発第1号 コロナ禍による米価下落対策を求める意見書の提出について、を議題といたします。お諮りいたします。議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。それでは省略いたします。

上程となっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） 次に、日程第5 同第1号 高取町農業委員会委員の任命について、を議題といたします。議案の朗読を求めます。芦高総務課長。

- 総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。同第1号 高取町農業委員会委員の任命について、次の者を高取町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条の規定により議会の同意を求める。令和4年3月4日提出。高取町長中川裕介。西川雅三、廣瀬智彦、松川博文、河合伸晃、藤井哲夫、上田幸男、明見美代子、西本慎治、杉本正孝、山田正剛、阿智原兼次、幸田保雄、大喜多和善、辻山堯英、以上でございます。

- 議長（新澤良文君） 本案は、人事案件でございますので、質疑・討論は省略させていただきます。

それでは、上程となっております本案を原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

- 議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。従って、本案は原案のとおり可決されました。

-
- 議長（新澤良文君） それでは、報第1号から報第3号、議第1号から議第10号までの各議案については、予算委員会に、議第11号、議第12号、議第15号の各議案については、総務経済建設委員会に、報第4号、議第13号、議第14号、議第16号、議第17号の各議案については、教育厚生委員会に付託することにい

たします。各委員会及び明日以降の日程を議会事務局長より報告させます。

○事務局長（新田靖幸君） 失礼いたします。報告いたします。予算委員会補正予算は、3月7日、午前10時から。総務経済建設委員会は、3月8日、午前10時から。教育厚生委員会は、3月8日、総務経済建設委員会終了後。予算委員会当初予算は、3月9日、午前10時から、並びに3月10日、午前10時から。新型コロナウイルスワクチン接種に係る事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会は、3月15日、午前10時から。本会議閉会は、3月16日、午前10時からでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 以上のおりでございます。各委員会におかれましては、慎重なるご審議をお願い致します。なお、3月16日の本会議におきまして、各委員長報告をお受けしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（新澤良文君） 次に、お諮りいたします。先程、私より、追加議案の提案をさせていただきましたが、日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことでございますので、追加議案といたします。それでは議案書を配布いたします。

〔議案書配布される〕

○議長（新澤良文君） 配布漏れはございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 配布漏れなしと認めます。

○議長（新澤良文君） それでは、追加日程第1 発第2号 ロシアによるウクライナ進行に対し抗議及び制裁処置をもともめる意見書の提出については、私の提案になりますので、暫時休憩後の議事運営は、私の提案の間、森川副議長をお願いいたします。暫時休憩。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○副議長（森川彰久君） 再開をいたします。それでは、追加日程第1 発第2号 ロシアによるウクライナ進行に対し抗議及び制裁処置を求める意見書の提出についての提案理由説明をお受けいたします。6番、新澤議員ご登壇願います。

〔6番 新澤良文君 登壇〕

○6番（新澤良文君） それでは、発第2号 ロシアによるウクライナ進行に対し抗議及び制裁処置を求める意見書の提出についての提案理由説明をさせていただきます。1番、森川彰久議員の賛成者と共に提出させていただきますので、提案理由を説明申し上げます。

ロシアによるウクライナへの進行は、国際社会の平和と安全を著しく損なう断じて容認することが出来ない暴挙であり、ウクライナに拠点を持つ日本企業をはじめ、現地在留邦人は緊迫した状況の中、安否確認の対応に追われる等、厳しい状況に置かれています。このような力を背景とした一方的な現状変更への攻撃は、明白な国際法違反であり、国際秩序の根幹を揺るがすもので断じて看過できません。高取町議会はロシアに対し、一連のウクライナへの軍事進攻に厳重に抗議するものである。政府においては、現地在留邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と綿密に連携しつつ毅然たる態度でロシアに対し制裁措置の徹底、及び強化を図り、即時無条件でのロシア軍の完全撤退を求めるよう強く要請し意見書の提出を強く要望するものであります。委員各位のご理解とご賛同をお願い申し上げます、提案理由説明といたします

○副議長（森川彰久君） ありがとうございます。次に、追加日程第1 発第2号 ロシアによるウクライナ進行に対し抗議及び制裁処置を求める意見書の提出について、を議題といたします。お諮りいたします。議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○副議長（森川彰久君） 異議なしと認めます。それでは省略いたします。

上程なっております本案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○副議長（森川彰久君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これをもちまして、6番、新澤議員の提案を終わります。なお、議長の提案が終わりましたので、暫時休憩後は議事進行を議長にお願いいたしますのでよろしくお願ひいたします。暫時休憩。

午前11時15分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。それでは、日程第27 一般質問をお受け

致します。一般質問は、議会運営上の申し合わせにより進めますので、議員各位のご協力をお願い致します。

なお、最初の質問及び回答は壇上で行い、再質問、回答は、質問者席でお願い致します。また、質問者の持ち時間は30分でございます。終了5分前になりましたら合図をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは通告書にございました、1番、森川議員の発言を許します。1番、森川議員。

〔1番 森川彰久君 登壇〕

○1番（森川彰久君） 1番、森川彰久です。それでは質問にはいります。1問目に、前回に続きまして、中川町政の現状について伺います。

最初に兵庫地内の大量の産業廃棄物が搬入された土地について伺います。1月25日に開催された公社理事会を傍聴させていただきました。理事会では、産廃搬入については調査を受ける側のY商事が指定した3ヶ所を掘っただけで「無い」と決議したこと、及び「水質検査」についての説明があり、どちらも形式的なずさんな調査であったことが明らかになりました。そこで、兵庫自治会が要求する4項目について、決議された内容をお尋ねします。また、兵庫自治会に対して回答書は出されるのでしょうか。

次に、市尾1343番地外、谷田292番地外、土地の林地開発にかかる許可までの高取町の対応について伺います。本件土地は55,906平方メートルもの広大な土地面積ですが、Y商事は市街化調整区域で5,000平方メートル以上に適応される国土利用計画法に基づく届出は提出されているのでしょうか。

次に、林地開発申請地の農地について、奈良地方裁判所葛城支部に提出した平成27年11月26日付「回答書」では、現況地目として「原野・雑種地」として回答されていますが、その11か月後、Y商事が申請した地目変更登記の際、奈良地方法務局橿原出張所に提出した平成28年10月27日付「回答書」では、全てを「原野」として回答されました。何が違うかと言えば、固定資産の評価額が大きく異なります。近傍評価では1平方メートルあたり雑種値は3,610円に対し、原野は29円と約120倍もの違いがあります。僅か1年未満でなぜ回答内容が異なるのでしょうか。また、合併地番を含む30筆のうち9筆は回答書がなぜ担当課にないのでしょうか。

次に、林地開発許可の条件として付された「土壌環境基準に適合していることを確認のうえ使用すること」の説明がなかったことにつき、奈良県は、「平成3

0年5月9日に許可申請書一式を添付して照会しています」と回答されました。奈良県の回答と高取町の主張に齟齬があるのはなぜでしょうか。そして、令和4年1月12日に高取町議会は奈良県に対し抗議文を提出し、2月3日に奈良県から議会に対する回答を受理しました。今回の「林地開発」に関する一連の事態について中川町長のご所見をお伺いいたします。これまで、林地開発許可申請に関して、平成29年3月議会で町道廃止を可決、平成30年5月17日開発許可、同年7月18日用途廃止まで、高取町議会、並びに担当課が対処されている一連の経緯、現状などについて質問させていただきました。高取町はY商事に対し、付度があったものと推測するのですが、中川町長のご所見をお伺いいたします。

次に、重粒子線がん治療施設について伺います。前回の定例会で、大和高田市では、都市公園施設内に文化会館「さざんかホール」が建設されていることを指摘しました。「健康の森公園という位置づけから、都市計画決定の変更を行い実施する、もしくは、がん治療施設の面積を都市計画決定区域から除外して、他方に拡大する変更などの方策を検討するべきではないか」との質問に対する回答を伺います。

次に、前高取町職員が提訴した「給料等請求事件」について伺います。令和3年6月17日、前・高取町職員が提訴した「給料等請求事件」の判決がありました。判決を要約すると「欠勤中の給与支給の有無は生活の根幹に関する重大な関心事であるが、前職員の欠勤は高取町による自宅待機命令によるものであると評価せざるを得ないのであり、任命権者の承認があった場合に該当するから欠勤を理由に給与を減額することができない」との判断が下されました。結果、高取町は敗訴判決となり、前職員に対し、請求額ほぼ満額の支払いが認められました。高取町は依頼した弁護士に対し、敗訴した請求額とほぼ同額の着手金が支払われています。そこで、前職員は事前に何の相談もせず、いきなり訴訟されたのでしょうか。公平委員会をなぜ開催していないのでしょうか。

次に、役場の職場風土について伺います。以前同僚の谷本議員の質問に対し、中川町長は「異動期間を短く3年から5年で、若手、中堅職員には多様な職場を経験していただくこと、マンネリ化の解消、刺激を受けられることで適応力が身につく」と答弁されました。そこで、管理職職員の人数、及び5年以上異動がない管理職職員と非管理職職員の方は何名おられるのでしょうか。ちなみに、中川町長は、役場では課長補佐からが管理職と述べられています。

続きまして、2番目に、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、施

行規則の制定について伺います。太陽光発電事業については、電気事業者による固定価格買取制度が創設されて以来、全国的に導入が進んでいますが、一方で、実施に伴い、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響などの問題が全国各地で生じています。また、貴重な動植物の生息生育環境の改変などによる自然環境への影響なども懸念されています。このように環境影響が顕在化している状況を踏まえ、各地方公共団体の実情に応じた判断で環境影響評価に関する条例の対象とすることが考えられること。また、環境に配慮し地域の共生をはかることは重要である場合があることから、必要に応じてガイドラインなどによる自主的な取組を促すべきとされています。そして、全国各地の自治体は、相次いで条例が制定されています。そんな中、奈良県平群町のメガソーラー開発では、申請書の計算偽装、現場管理、防災設備の不備、工事体制などなどの問題が生じて、住民の不安が高まっていることが報道されました。加えて、太陽光発電事業については、設備だけではなく、20年から30年で寿命を迎えるのに、セレンなどの有害物質を含んだ太陽光パネルの多量廃棄問題があります。2040年の廃棄量は約80万トン、1年間の全国の処分場に埋め立てられる量の8%にあたると言われていています。自然エネルギー庁はこのような廃棄パネルの処理について、認定を受けた10キロワット以上全ての事業者に廃棄場確保のための積立金を義務付ける制度を、今年の7月1日から開始することになりました。そこで、中川町長にお伺いします。中川町長の政策「いきいきと暮らせる、健やかに住み続けたい高取町」を目指されるには、速やかに、「太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例等」を制定して即日運用すべきと考えますが、いかがでしょうか。以上で私の壇上での質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） それでは回答をお受けします。芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。私の方から1番、森川議員の質問に対しまして回答をさせていただきたいと思えます。

まず、1番目の「兵庫地内に大量の産業廃棄物が搬入された土地について」というご質問でございます。「兵庫自治会が要求する4項目について、決議された内容をお尋ねします」というご質問でございますが、令和4年1月25日に高取町土地開発公社理事会を開催させていただきました。この案件につきましては、令和2年10月30日兵庫自治会から提出されました決議書を協議させていただき

ました。要求のあった項目につきましては、まず、見佐池と公社土地の太陽光発電を設置しています土壌、水質検査を正式な調査機関に検査依頼することを確認いたしました。また、水質検査の結果や産業廃棄物が出たときの補償等についても、理事会で報告させていただき、対応を協議していくことを確認させていただきました。太陽光発電の場所のボーリングにつきましては、実際経費がどれくらい必要か、規模的なこともあるので、理事会に再度諮って協議を行うことを確認させていただきました。里道の復旧につきましても、地元大字区長さん達とお話をさせていただき、前向きに進めていくことを確認させていただきました。以上が協議内容になります。

続きまして、兵庫自治会に対して、回答は出されるのでしょうかというご質問でございますけれども、これは、先程、答弁いたしました内容を書面にいたしまして、回答書として理事会で再度諮らせていただき、提出させていただきたいと考えております。

次に、（４）になります。前高取町職員が提訴した「給料等請求事件」について、「前職員は、事前に何の相談もせず、いきなり訴訟されたのでしょうか」というご質問です。この事件に関しましては、簡単に経緯を述べさせていただきたいと思っております。令和２年４月末に訴訟のありました「給料等請求事件」につきましては、これまでの議会でも説明はさせていただいておりますけど、令和２年２月末に町職員が逮捕されたことを令和２年３月議会で報告をさせていただき、その後、刑が確定次第、町の処分を検討する予定でありました。しかしながら、３月中旬に本人からの退職の申し出があり、本町としましても退職に関して慰留に努めましたが、本人の意思が固く、町の職員に対する処分を待たずして退職されましたので、令和２年３月３１日をもって自己都合退職をいたしました。その後、令和２年４月１３日に県内の弁護士事務所から、高取町長宛てに配達証明郵便が届きました。配達証明の内容につき簡単にご説明を申し上げますと、その弁護士事務所は、元職員からの委任を受けて、令和２年２月と３月分の未払いの給与等を５日以内に支払いがない場合は、刑事告訴、民事訴訟を含む然るべき法的手続きに着手する内容でございました。その時は、私共も非常に驚いた次第でございます。その内容を受け、本町顧問弁護士に早急に相談をして、相手弁護士事務所に対しては、期限内には間に合わない旨の回答書を４月１５日付けで配達証明郵便で発送を行いました。その後、町としての回答を準備していたところ、令和２年４月２８日に葛城簡易裁判所より、高取町長宛てに「給与等請求事件」に関する訴状

が届きました。このようなことから、元職員は刑事事件を起こしたものの町の処分を待たずして自己都合退職したことから、通常の退職手続きを行い、何の前触れもなく配達郵便証明が届き、回答をする間もなく訴訟に至ったということになります。そして、「公平委員会を何故開催していないのか」というようなご質問なんですけど、この事件に関しましては、公平委員会は、町の処分が決定後、職員本人からの不利益処分についての審査請求があった場合に開催する機関となります。よって、今回の事件に関して、在職時における本人からの審査請求もございませんでしたので、公平委員会は開催しておりません。

続きまして、(5)です。「役場の職場風土について」でございます。令和4年3月1日現在、管理職の職員につきましては、県から派遣の総括参事を含み課長級が12名、課長補佐級が16名で、計28名になります。また、同じく令和4年3月1日現在で、5年以上異動がない管理職職員は課長級が5名、課長補佐級が1名で合計6名になります。非管理職職員につきましては、5年以上の異動がない職員につきましては9名でございます。私の方からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（新澤良文君） 吉田まちづくり課長。

〔まちづくり課長 吉田宗義君 登壇〕

○まちづくり課長（吉田宗義君） 失礼いたします。それでは、まちづくり課の私の方から、森川副議長ご質問の1、中川町政の現状について、(2)市尾1343番地外、谷田292番地外、土地の林地開発にかかる許可までの高取町の対応についてのご質問に対しましてお答えをさせていただきます。まず、「国土利用計画法にもとづく届出は、提出されているのか」というご質問でございます。奈良県の県土利用政策室に確認をいたしましたところ、「提出はされていない」という回答でございました。

次に、市尾1343番地外の土地につきまして、「平成27年11月26日付の裁判所への回答書と平成28年10月27日付の法務局への回答内容が異なる理由、及び9筆分の回答書の控えはなぜ担当課にないのか」というご質問でございます。裁判所からは30筆の照会がありました。うち8筆につきましては原野、17筆につきましては雑種地、5筆につきましては宅地という回答を裁判所の方にしております。法務局の方からは、25筆の照会がございました。すべて原野ということで回答をしております。裁判所の照会から法務局の照会まで、約1年経過しており、かつ法務局からの照会文書では原野という表記で照会の文書が来

ているため、現場確認の結果、原野で回答をしているものと思われます。

次に、「法務局への回答書の控えが担当課にないこと」についてでございますが、照会時筆数が多いため、25筆ですね、3枚の別紙の表紙が添付されておりました。しかしながら、何らかの理由で、10月27日付で、そのうちの2枚分しか回答されておらず、その後、法務局からの指摘で、3枚目の報告が無いということで再度調査して、31日付けで3枚分の回答書と差替えをしたものと思われます。その31日付けの控えを確認しましたがみつきりませんでした。今後、事務文書につきましてはこのようなことがないよう慎重に取り扱いをいたしたいと思っております。

次に、林地開発許可の条件として付された「土壌環境基準に適合していることを確認のうえ使用すること」の説明がなかったことにつき、奈良県は、「平成30年5月9日に許可申請書一式を添付して照会しています」と回答されたこととの齟齬についてでございますが、奈良県が言われているとおり、平成30年5月9日付けで、林地開発許可申請書一式を添付した「森林法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可について」の照会の文書を受付いたしました。その時、許可書への、どのような許可条件等を付すかという説明はございませんでした。その後高取町からは、平成30年5月15日付けで、「地元自治会、及び地権者等と十分協議してください」という意見を付して県へ回答をいたしました。その後、奈良県から、平成30年5月17日付けの文書で、業者に出した許可書の写しが送付され、「土壌環境基準に適合していることを確認のうえ使用すること」を含む15項目の許可条件が付されていることを、この時はじめて知り得たものでございます。以上、森川副議長のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

〔事業課長 森本修君 登壇〕

○事業課長（森本修君） 事業課の森本です。森川議員の（3）重粒子線のがん治療施設についてのご質問に対し、私の方からお答えさせていただきます。このたかとり健幸の森公園につきましては、平成13年3月に総合公園温水利用型健康運動施設として都市計画決定し、平成14年9月に事業認可を取得して、事業を進めておりました。その後、この公園内の一部を利用し、平成29年12月に国に対して国家戦略特区による規制緩和の提案をし、重粒子線がん治療施設の建設を目指しておりました。しかしながら、森川議員もご存知のとおり、令和2年10月に、国から国家戦略特区の規制緩和の中のがん治療施設の誘致は認められない

という最終決定を受け断念しております。この件につきましては、令和3年7月号の広報に掲載し、町民の方々にも周知させていただいており、令和3年10月に共同提案者である橿原市・明日香村・奈良医大等にも説明させていただき、同意を得ております。なお、この公園は、計画面積が27.7ヘクタールあり、今年度より奈良県フォレスターアカデミーにより、研修地として活用させていただいているところでございます。また、この公園は、昨年12月に議員各位におかれまして現地視察していただき、公園からの眺望のすばらしさなどを認識していただいていると思いますので、今後、この良さを生かし、インフラ整備、本町の財政状況も考慮し、民間企業の力も借りながら、魅力のある公園を目指し公園整備に向け慎重に検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 米田課長。

〔住民課長 米田晴信君 登壇〕

○住民課長（米田晴信君） 失礼します。住民課の米田です。私の方からは、森川議員の2番の太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例、施行規則の制定について回答いたします。太陽光発電につきましては、再生可能なエネルギーを活用するエコな発電として大切なものだと認識しておりますが、設置されるパネルによって、環境に悪影響を及ぼす、或いは、生活環境に支障を来す恐れが予測されます。また、災害を引き起こす恐れのある場所での設置などを考えると、条例を整備して規制する、或いは、ルールを定めたい設置していただく必要があると考えますので、来年度、早い時点で条例のほう、整備していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 1番、森川議員からのご質問です。市尾1343番地外、谷田292番地の林地開発についてのご質問でございます。私に対しましては、今回の林地開発にかかります一連の事態についてのご所見ということと、高取町がY商事に対して付度があったものと推測するんですが、ということで所見を伺いたいとのご質問でございます。お答えさせていただきます。今回の林地開発にかかる一連の事態でございますけども、議会で取り組まれていることでございます。また、議会の方から奈良県の方に抗議文、また奈良県からの回答につきまして、私全く承知しておりませんので、特に申し上げることはございません。また、高取町がY商事に対する付度ということでございますが、平成30年の事ござい

ます。その当時の高取町につきましては、私全く承知しておりません。特に申し上げることはございません。以上でございます。

○議長（新澤良文君） それでは再質問をお受けいたします。森川議員。

○1番（森川彰久君） 時間が限られてますので、要点のみ再質問させていただきます。最初は、兵庫地内の大量廃棄物が搬入された土地についてであります。開発公社は、令和2年度決算で3億1,942万5千円の負債があり、未だに年間4,259万円もの返済が続いています。その原因などについて、なぜこのような事態となったのか、現状はどうか、そして今後どのようになるのかなどを詳細に説明することが町民の皆さんに対する説明責任ではないでしょうか。そもそも、Y商事における事実関係については、遅くとも平成20年に設けられた議会の調査特別委員会を継続して解明するべき事案であります。ここに当時の奈良新聞「密室で初会合、公社の財源町に直結」との記事があります。この調査特別委員会は、非公開、且つ12名の内、新沢あけみ委員長、前議員の松川副委員長、そしてYさんの関係者が入る7名の議会議員だけの委員会で、果たして真相究明に向けた透明性が担保されていたのか、甚だ疑問を抱かざるを得ません。結果として、多額の公金を投入しながら破綻した新市街地開発計画の総括指導者で、反社会的勢力と関係が深い企業を取り纏めた兵庫地区の債権を開発公社に継承するように指導した、元・奈良県桜井土木事務所所長、その後、奈良県技監で退職されたNさんの事情聴取、並びに売買代金を受領しながら元・筒井町長が提訴するまで長年物件を引き渡さなかったYさんに関する正確な事実関係など、破綻となった原因が不明瞭なまま今日に至っています。現在、新型コロナワクチン接種不祥事に設けられた「百条議会」のように、委員会の可視化のうえ、第三者弁護士の意見を踏まえて、調査権ある体制で真相を究明するべきだったのではないのでしょうか。開発公社は理事会の決議事項を速やかに実施するべきであると考えます。そこで、中川町長のご所見をお伺いします。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 先程、芦高課長がご答弁させていただき、また、理事会というのは私も理事長をさせていただいております。また、お忙しい中、森川副議長の方にも、また、議員の皆様にも何名か傍聴にも来ていただきまして、オープンでさせていただいております。先程の答弁はそういうことで、1月25日に理事会で確認された事項につきましては、芦高課長からご答弁をいただきました。また、それと、いずれまた公社理事会を諮らせていただきまして、先程申しましたよう

に大字の方の皆様方への回答書も議論させていただきたいと思っております。それと、先程、森川議員がおっしゃったように、公社には何分お金がございません。いずれこういう形で、私の知らないずっと前にこういう状況になっていたということだと思いますけども、私も就任させていただいて、いろいろお話を聞かさせていただいて、半端驚いている次第でございます。お金のことも考えながら、実際に実効性のあること、また、森川副議長なり地元の皆さんのご意見も賜りながら、実効性のある事を時間だいぶかかるか分かりませんが、進めさせていただけたらなと思っております。十数年前というと、今も森川議員がおっしゃったように、公社の借金がですね、毎年数千万円ずつまだ当面残っていくということでございます。その時の高取町のトップの方がいろいろお考えあってこういう形、最終的にこういう形になってしまったんですけども、そういうことも踏まえまして、少しずつになるか分かりませんが、皆さんとお話してもらいながら進めさせていただけたらなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） ご答弁ありがとうございます。

次に、先程、林地開発の許可の高取町の対応について国土利用計画法の届出はなされていないという答弁がございました。売買契約締結後2週間以内と定められている国土利用計画法の届出を受理されていない。これは現地の状況が、この1年間で大量の物質が搬入されており、土地の形状は原型を留めない状態となっています。リーフレットでは国土利用計画法の狙いには、「自分勝手な土地利用は周りの人々、将来の人々にまで迷惑をかけることになるかもしれませんので、事前防止、適正な土地利用を図るための勧告、助言ができる」と説明があります。今回議会は、このような趣旨に基づき抗議文を提出したのであります。平成28年に提出があれば、奈良県土地利用政策課から勧告があり、現状これだけ大きく変化する事態は防止できたことも考えられます。なお、届出義務違反の場合、6か月以内の懲役、または、100万円以下の罰金が科せられます。登記簿では平成28年10月から平成29年10月の売買となっていますので、売買から3年、遅くとも令和2年10月には時効が成立しているものと思われます。担当課は開発の事前照会の時、指導されなかったのでしょうか。Y商事は不動産業者なので、知らなかったとは言えないでしょう。しかし、忘れることはあるでしょうから、その場合、奈良県に対して適正な土地利用を図るための勧告、助言をするように通告するべきと考えます。いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 今、森川議員がおっしゃられるとおりの法律になっております。本町の場合も受付申達義務だけといえども、その辺はやっぱり注意していかねばいけないというのは認識しておりますと同時に、奈良県に対しても「こういうことがあったので」というのは連絡し、再度いきたいと思っております。

○議長（新澤良文君） ここで12時を回りますけども、このまま一般質問を続けさせていただきます。チャイム等々なったらいったん止めますので、どうぞ。

○1番（森川彰久君） よろしく願いいたします。

次に、先程、まちづくり課の回答の中で、「奈良県からの照会はあった」ということの回答弁がありました。ということは、許可申請書を隅々まで精査しないで、形式的な処理をしたということになりますが、どうでしょうか。

○議長（新澤良文君） 吉田まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉田宗義君） ただ今の再質問にお答えさせていただきます。先程言いましたとおり、30年5月9日付けで、申請書一式が届いております。それにつきましては、先程言いましたとおり開発行為の許可の意見照会ということできております。5月9日付けの意見照会の段階では、県が許可する時にどういう許可条件を付すかという文書は一切付いておりません。業者からの申請書に県から高取町への照会文書が付けて回ってきております。その照会を受けてですね、うちの役場の方では、関係各課、当然合議をさせていただきまして決裁をとらせていただいております。その結果、5月15日付けで、当町としては、「地元自治会、及び地権者等と十分協議してください」という意見を付して、県の方へ回答を最終させていただいております。先程言いましたように、その後15日付けでうちが回答して、5月17日付けで県が許可を出されたということで、その許可を出した写しが17日付けで高取町の方に送付されてきましたので、17日の段階で、先程言いましたように、15項目の許可条件が付されていることが分かったということでございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） ということは、奈良県の担当課が間違った説明、事実ではない説明をされているということは明らかになったということではないですか。

○議長（新澤良文君） 吉田まちづくり課長。

○まちづくり課長（吉田宗義君） 県からのそういう説明は無かったということでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） そんなやりかたない回答であったと思います。まだ奈良県さんに再度回答しないと事実関係は明らかにできないということです。

次に入ります。事業課の担当課長にお伺いします。前回、林地開発地内の市尾領域内にある平成28年度は無番地だったが、なぜ、谷田296番1、同番2の飛び地となったかという根拠と経緯について質問しましたが、関係者の同意があったことにより精査した結果「妥当」と判断し同意書を発行し地図訂正行われていますと答弁されました。今回丹生谷大字の5番地も飛び地谷田297番地となっています。この土地の関係者は丹生谷大字ですが、同意書はあるのでしょうか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 谷田297番地の隣接の同意書はございません。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 隣接ではなくて、ここは丹生谷土地の領域内です。そこを間違えないようにしてください。

次に行きます。前回から質問しています、林地開発区域に隣接するため池入口部分の公道に設置されたフェンスの撤去について、自分の土地に行くのになぜ、Y商事が一方的に設置したフェンスの鍵を外して、カメラで監視されなければならないのでしょうか。また、Y商事はなぜそこまでして、外部からの侵入を監視しなくてはならないのでしょうか。前回、「弁護士と相談して対処するように」と指摘しましたが、弁護士と相談されたのでしょうか。また、今後どのように対処されるのでしょうか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 申し訳ありません。まだ弁護士と相談できておりません。

今後はまだ更に継続して、その辺を調整できるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） こういうような一連のやり取りをお聞きしていただいて、中川町長に再度申し述べます。私は村度があったと、先程申し出た中ではこういうことであります。長年高取町は不公平な行政であったものと指摘します。

次に、重粒子線重粒子線がん治療施設について、回答は番号ごとに伺います。前回、石尾課長の答弁の中で、私が問いたいのは、都市公園内に医療施設を誘致するための国家戦略特区エリアによる規制緩和が認められませんでしたと、たかと

り健幸の森公園内に重粒子線がん治療施設の誘致は断念するという結果になったこと、そして、本業務の受注先は、株式会社インデックスコンサルティングで、公募型プロポーザル方式により業者を選定したことであります。一般的には、成功報酬が原則であるのに、約5,000万円もの費用を投入して、認められなかったのが断念しましたとの受注契約はありません。そのようなことにならないように、受注する企業は事前に十分な調査、打合せなどを経て、許可が受けられることを前提のうえ受注するものです。そして、目的が達成されないときは、減額、または契約解除、損害賠償請求となります。

①重粒子線がん治療施設の誘致を断念したのは、いつでしょうか。

②一般的には、業務を委託する高取町にとって価格のメリット、公平性が担保される「入札」ではなく、受注する会社に利益があると言われる「プロポーザル方式」としたのは、どなたの判断によるものでしょうか。

③選定委員会のメンバーをお尋ねします。

④一般論ですがデメリットとして、公平性、透明性の確保に工夫が必要とされています。加えて、あらかじめ受注企業が決められており、最初に数社の入札、その後は、その受注企業でないと参加できないような条件設定になることが想定できます。本件の場合、応募社数は初回3社、その後4回は全て1社になっていること。また、受注企業の社長が、なぜか前植村町長と同性なのは偶然なのでしょう。そこで伺います。当時の議会関係者、業務委託契約時の選定委員会の皆さんは、プロポーザル方式を理解されておられたのでしょうか。

⑤前回、「2,100万円は、国の会計検査の対象ではないか、目的が達成できてないから国からの指摘がないのか」との私の質問に対し、「国の会計検査の対象となるが、今のところ対象になっていないので、国からの質問は無い」と、言い換えれば、国から指摘がされないように、仕方なく提案を続けているともとれる答弁でした。受注企業との5回目の業務委託契約は、令和2年3月31日で業務が終了しています。今後、国から指摘をされないように、いつまで提案を続けるのでしょうか。また、国から会計検査の対象となれば、どのように対処されるのでしょうか。以上お伺いします。

○議長（新澤良文君） 石尾総合政策課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 総合政策課の石尾でございます。今、森川副議長から広範囲にわたりましてご質問をいただきました。今手元に資料がなく正確に回答できないこともございますことから、資料を集めまして後程のご回答とさせて

いただくということでご理解いただけますでしょうか。

○議長（新澤良文君） どの部分。

○総合政策課長（石尾宗将君） 一応全部そうさせていただけたらと思います。

○1番（森川彰久君） ただいまの答弁に対する対応は議長に一任させていただきます。

○議長（新澤良文君） 事前通告も出している中でのことやから、残り7分14秒残しまして、午後から。総合政策課の回答においては、回答を集めてもらって、一般質問を再開という形にさせていただきます。中川町長。

○町長（中川裕介君） ただいまの健幸の森です。事務的なことは総合政策課長さんの方で早急に対応していただけたらと思っております。健幸の森でございます。私が就任をさせていただいて、ちょうど昨年今のこの議会で、今もうお辞めになっておられます議員の方から「健幸の森もう断念したらどうか」というご質問をいただきました。私その時にまだ就任させてもらったばかりだったので、いろいろ勉強させてくださいということで、いろいろお聞きしてですね、ちょうど去年の6月議会で、ほとんど見込みがないと言いますか、言葉が悪いですけども、「投資する方がおられないというのが現状です」というお話を聞いて、断念させていただくということで、議会の方で表明をさせていただいたということで、それを受けまして、町の広報誌にも掲載させていただき、共同提案してます明日香村の村長さん、また、樫原市の市長さん、それと奈良医大の学長も含めまして、事前には何回もいろいろお話させていただいて、先程、森本課長からお話のあったように、一堂に会して、「高取町も無理ですよ。あこは」と、根本的にこれが次のどこに作られたとしても、今の段階では投資する先が無いと、ということで先程おっしゃった、インデックスコンサルティングも来てましたんで、そういう話になりました。高取町としては、前の植村町長が一生懸命推進もされてましたし、令和3年度だけ、ちょうど先程言いました様に、明日香村、樫原市、高取町、奈良医大、それぞれで国家戦略特区の申請をしております、前植村町長は主導されてましたので、高取町は、実質事務局のようになっておりました。令和3年度、今年ですけども、今年の予算限りで、令和4年度については一切契約更新しませんし、当然でございますので、事務局は次のメインのところ、どうなるか分かりませんが、樫原市になるのか、ちょっとそこはどうなるか分かりませんが、そういうところで対応するというので、決めさせていただきます。事業がいろいろございますけども、上手くいく場合も、こういう形でいかない場合

も、ひょっとしたらまた知事が変われば、変わる場合もございます。そういうことで、ご理解いただいたらと今の状態はそういう状況でございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） そしたら、先の質問をさせていただきます。前町職員の提訴した「給料等請求事件」の件ですが、地方公務員法の定めるところにより設置された公平委員会事務の第1項には、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要件審査し判定し・・・

○議長（新澤良文君） 森川議員、ここで休憩させていただきますね、回答をいただいて再開という形にさせてもらった方が分かりやすいと思いますので、残り7分でございますので、そういう形で1時間くらい時間を取りますので、総合政策課長におかれましては、きちんとした回答をいただきますように。ではここで、森川議員の一般質問の最中でございますけども、理事者側からの回答が得られる午後から再開したいと思います。ここで休憩させていただきます。1時20分から再開いたします。休憩。

午後 0時15分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（新澤良文君） それでは再開いたします。総合政策課石尾課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼いたします。午前中はすぐにお答えすることができず大変申し訳ございませんでした。森川議員からのご質問でございます。まず、「重粒子線がん治療施設の誘致を断念したのはいつか」という質問でございますけれども、先程、町長が回答した通りとなっております。

○1番（森川彰久君） はっきり言うて。

○総合政策課長（石尾宗将君） 令和3年の6月議会で町長が表明をさせていただきました。

続きまして、「プロポーザル方式にしたのは誰の判断によるものか」というふうなご質問でございます。業務の専門性を踏まえまして、必要なノウハウを持った業者を選定するため、プロポーザル方式による決定ということにさせていただきました。なお、最終決定は町長でございます。

続きまして、選定委員会メンバーでございますが、平成28年度は、副町長、総務課長、福祉課長、事業課長、まちづくり課長、でございました。平成29年度

からは、副町長、総括参事、総務課長、事業課長、総合政策課長というふうなメンバーで選定をしてまいりました。

続きまして、④の「当時の業務委託契約の選定委員はプロポーザル方式を理解していたか」というふうな問いでございますけれども、全員が理解していたことでございます。

続きまして、最後の質問でございます。「国からの会計検査の対象となれば、どのように対処するのか」というふうな問い合わせでございますけれども、平成28年度から30年度の3か年分につきましては、国の会計検査の対象となりますので、検査対象ということになりましたら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 課長そこにおいて。しっかりとどのように対応するのですか。

○議長（新澤良文君） 石尾課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 会計検査の対象となりましたら、会計検査院の求めに応じまして、当時の資料なり、課題というところを準備しながら適切に対処してまいりたいと思います。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） あと、追加の質問ありますが、また常任委員会で質問させていただきます。それと前回、この件に関しまして、高田市の例を挙げて説明したところ、事業課長の方から「高田市に聞いてみる」という答弁をいただきましたが、高田市に相談か確認されましたか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 高田市の都市計画課に相談、どういう経緯でサザンカホールが建てられたかというのを聞かせていただきました。大和高田市も同じように公園区域を設定しておられまして、1ヘクタールの公園だったと聞いております。公園になりましたら、1ヘクタールでしたら建築物築造する際に建築面積が全体面積の2%しかできないということでありましたんで、1ヘクタールであれば、200㎡のものしか建てられないと、そういう事態がございましたので、もうちょっと大きい施設を建てたいということで、公園区域から外して施設を建てたというのを伺っております。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） だから、今回も高取町が今抱えている医療施設と関連付けて

どう判断されたんですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） そもそも、公園の中に医療施設を建てるというのは、国家戦略特区の規制緩和しか認められない。もし仮に公園区域を外したとなると、市街化調整区域の医療施設の開発というのは、かなりハードルが高いということになります。規制緩和が認められない限り、あの健幸の森の中にそういうがんセンターというような医療センターは建てられないという状況になりますので、その辺で規制緩和がダメになったので、断念したという考えになっています。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） そのようなことは、私度々質問するんですけども、事前に分かり得ることじゃないですかね、受注企業とすれば。何度も言いますように、5,000万もの公費を投入してね、どれだけの成果品が出来上がっとなのか、私はまだ存じ上げておりませんが、「ダメだった」は無いでしょう。この特区の申請が認められるか否かというのは、100%とは言えないにしても、だいたいの9割以上の目途が立たないと、受注するのはいかなものかなと思うんですけど、その辺のご判断、どう考えておられるんですか。

○議長（新澤良文君） 森本事業課長。

○事業課長（森本修君） 今の私の見解ですけども、公園の中でそういうのが特区申請して出来るようになれば認められるけども、それが「ダメ」という判断は、ちょっとその当時は出来なかったもので、私の判断では。だから、公園の中の規制とかそういう話をさせて頂いているのであって、ちょっとその辺の計画立てる策定に至ったというの、私は分かりかねます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） それではまた常任委員会の方で・・・

○議長（新澤良文君） 石尾総合政策課長の方が答えたらしいです。

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼します。国家戦略特区なんですけれども、当時コンサルタント会社からの自由提案というふうな中に含まれております。その当時は、総理大臣の補佐官の方が町に来られたりですとか、そんなことで実際に現場も視察していただいて、何とか国家戦略特区の提案をすれば、規制緩和がしていただけるんじゃないかというふうな気分になっておりましたもので、そこが認められないというふうなことは、全く考えずに国家戦略特区の提案を国に対していたしました。ただ、それが認められず、私たちが国にした提案の際は、どこの

市町村がした提案も一切認められることが無く、今に至っております、その内の高取町の提案であります、公園の中の医療施設の建設というところも、認められていないというふうな結果でございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 今の答弁をお聞きしておりましたら、可能性が無い計画をされていたような感じに受け取れます。周辺の市町村も同じ様にみんな「ダメ」だったと。ということは、高取町もおそらく「ダメ」であったという結果も当然想定出来たわけですね、結果論としてもそこまでの判断をコンサル会社がすべきだと度々申し上げておるんです。発注者側がするのではなくて、受注される側が可能性について十分精査して高取町にその旨の申し出をする。それが正しい受注契約の在り方かなと。本来ならこれ成果報酬の世界ですよ。ダメだったら5,000万円払うことにならないんですよ。許可が取れないんだから。

次の質問に入ります。時間が無いということですので。太陽光発電に関する条例についてです。太陽光発電事業の基本的な設置条件は、まず、日当たり、道路、送電線、高圧線です。ということは、人里離れた日当たりの良い山間部で十分設置することは可能です。高取町は担い手のない農地の有効活用、また、これまで半世紀にわたって無作為だった都市計画の見直しなどが要因として考えられるのですが、主要駅である市尾駅・壺阪山駅から徒歩圏内で太陽光発電事業が行われている現状について、中川町長はどのようにお考えでしょうか。ご所見をお伺いします。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 先程、米田課長が条例制定についてということで、「検討してまいります」という答弁をされました。私も町内に太陽光発電の施設が、計画的には言えないですけども乱立していると、昨今、2・3年の間、急に増えたなということで、昔の景色、また、防災上の問題とかということで、危惧をしております。そういう意味である程度、ルール付けと言いますか、そういうことも考えていくべきやというふうに思っております。簡単ですけども、このままほっておくと後からいろんな意味で問題も出てくるだろうと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） どうか1日も早く条例制定が、そして運用できますように願ってやみません。終わりになりますが、昨年、私7月に副議長就任させて頂いた

折に、議員の皆さんにLINEで発信をしました。その内容は、「皆さんが羨むような高取町になるように、心を一つにして頑張りましょう」という内容でした。今この場から、高取町職員の皆さんに同じ言葉を発信させていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） これで森川議員の質問を終わりますけども、あと約2分残っております。関連質問がございましたらお受けいたします。それでは、これをもちまして1番森川議員の質問を終わります。

○議長（新澤良文君） それでは、通告書にございました2番、西川議員の発言を許します。

〔2番 西川侑壱君 登壇〕

○2番（西川侑壱君） 2番、西川侑壱です。議長の許可をいただきましたので、通告通り一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問のテーマは、「高取町の地域公共交通施策について」です。まずは、国における地域公共交通の基本的な方針や定義についてです。国土交通省の資料によると地域公共交通とは、地域住民の日常生活や社会生活における移動、また、観光旅客、その他の地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関の事と定義されております。地域の暮らしを支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや地域振興を図る上で移動は欠かせない存在です。しかし、人口減少の本格化、高齢者の運転免許の返納の増加、運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、公共交通の維持は容易ではなくなっています。これまで続いてきた民間の交通事業者が、収益を確保できる形で公共交通を担うという構造が難しくなっている中で、地域公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしを支える移動手段を確保することが、ますます重要となっております。また、地域における移動手段の確保・維持は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境、防犯、防災等の様々な分野で大きな効果をもたらします。地域公共交通を確保・維持することは、地域社会全体の価値を高めることに直結するため、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となって、地域戦略の一環として取り組んでいくことが重要であると、国土交通省の資料の地域交通デザインに記されております。

このような背景のもと、地域の移動ニーズを踏まえ、地域が自ら交通デザインを

していくことの重要性の高まりを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正法が令和2年11月に施工されました。この法律では、地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者や住民などの地域の関係者と協議しながら、マスタープランとなる「地域公共交通計画」を作成することをすべての地方公共団体において努力義務として位置付けております。これが現在の国における地域公共交通の方針となっております。

次に、奈良県における地域公共交通の現状についてです。現在策定途中の奈良県公共交通基本計画の改定素案の中には、3つの理念を掲げており、その2つ目には、地域がより主体的に公共交通を維持・充実する取り組みに参画すると記されております。その内容は、県内の移動ニーズに的確に対応するためには、行政だけでなく、地域住民や、店舗、病院、工場等の事業所が「自分ごと」として、より主体的に公共交通の企画・運営に参画し、多様な関係者の知恵を合わせて最適な交通の在り方を考え、実行し、支えあう必要がある。地域の公共交通を維持・確保するためには、地域の輸送資源であるコミュニティバスや自家用有償旅客運送、住民同士の助け合いによる運送、スクールバスなどの施設バス等を包括的にとらえ、既存の公共交通との連携を促進する事が重要となる。このような考え方に基づき、行政と地域の関係者が連携し、公共交通の維持・充実に関与できるよう施策の強化を図ると、奈良県の公共交通基本計画の改定素案に記されております。また、人口減少が著しい地域では、利用者が少ない地域における路線バス等の維持や、これを補完・代替する移動手段の確保が、より喫緊の課題となっている。さらに近年、自動車運転免許の返納者が増加していることから、こうした高齢者の移動ニーズを把握し、最適な移動手段を確保することが求められるとされており、地域公共交通計画については、2020年度までに県内の7市町村が策定したほか、11市町村が作成に向けた検討を進めていると記されております。また、県内におけるコミュニティバス等の運行状況を見ると、近隣市町村において地域公共交通を導入していないのは、高取町と他2町のみとなっております。この国の方針、奈良県の方針と周辺自治体の現状を踏まえたうえで、高取町の地域公共交通施策の現状についてお話させていただきます。現在、高取町では、高齢者外出支援タクシー利用助成事業を実施しておりますが、この事業は高齢者限定の福祉施策となっており、65歳以下は対象になっていないことから、地域公共交通施策ではないということを認識として統一しておきます。2018年6月

に示された、高取町移動に関する実態・意向調査の結果の中に「普段の外出で不便・負担を感じる事」という項目があり、その結果は「不便・負担なし」問題ないと答えた方は、約2割。10人中8人の方が外出することに何らかの不満を持っているということが示されております。内訳の中でも「車がないと生活ができない・外出に制限がかかる」は50%以上、半数以上の高い数値を示しており、高取町に住むと自家用車が無ければ不便であることが示唆されております。また、同調査の「外出手段がなくあきらめていること」という項目では、「問題ない」と回答したのは、若年層で55%。それに対して、高齢者は35.5%。約3人に2人の高齢者が移動に制約がかかっております。中でも、困りごととして買い物の割合が高くなっており、年齢層が上がるごとに買い物に不便を感じている方が多い傾向で、高齢者の買い物の支援は高取町の喫緊の課題であると考えられます。たかとりケアマネ会の中でも、「数年前までは吉野ストアやキリン堂まで行っていたが、坂道で転倒し、こけるのが怖くなって行けなくなった」と話されている要支援の高齢夫婦や、「昔は歩いて吉野ストアやキリン堂まで行っていたが、病気をしてから体力が落ちてしまい行けなくなった」ということを話される一人暮らしの高齢者もいました。また、高齢者は通院にも不便を感じております。特定高齢者や要支援者の移動は特に不便です。要介護の認定を受けている高齢者は通院時乗降介助、いわゆる介護タクシーを利用して通院することが出来ますが、特定高齢者や要支援者は通院時乗降介助が使えず、自費でタクシーや電車を利用しての通院となります。さらに、高取には中核病院がなく、検査のための通院となると橿原や大淀への町外の病院に行くこととなり、家計にも大きな負担となっており、高齢者や障がい者の通院の支援も高取の課題であると考えます。一人暮らしの要支援者の中には体力に不安がある方もおられ、自宅から駅まで歩いていけず、タクシーでの通院しか手段の無い方もおられます。この方は毎月橿原の中核病院までタクシーで通院されており、大きな家計の圧迫になっているとお話をされています。

同調査では、65歳以下でも「高齢者になった時の暮らし方」という項目で5人に1人が「高取町外への引っ越しをする」と答えており、その理由としては「運転できなくなると生活が成り立たない」と答えた方が66%。「公共交通が便利なところに住みたい」と答えた方66%。「通院に便利なところに住みたい」と答えた方52%と高い値を示しております。さらに、この調査には子どもが対象として含まれていないことも見逃せません。高取町は少子化しており、友達の家

に遊びに行きたくても遠くて遊びに行けない。そんな子ども達もたくさんおります。3区在住の子育て世代の女性の話では、「小学生の息子の一番仲のいい友達はグリーンタウンに住んでいる。息子の体力では歩いて行くことはもちろん、自転車でも行けない。自分の仕事が休みの時だけ遊ぶ約束をして送って行っている」とお話をされておりました。子ども同士の距離が離れており、郷土愛が醸成しにくい環境になっている。これは私が議員になる前から、この高取町における大きな問題だと感じていました。高齢者の生活支援として、地域防犯の一角として、災害時の物資輸送手段の一つとして、何より子ども達の健やかな成長のためには、私は高取町において地域公共交通は非常に重要な課題だと考えております。以上をお話したうえで質問させていただきます。

1点目、このように買い物や受診を含む「外出」に困っている高取町民の方々はたくさんおられますが、今後、高取町の地域公共交通について行政はどのように考えておられますか。ご回答のほどよろしくお願いいたします。

2点目、奈良県下でも地域公共交通を導入していない地域は少ないです。高取町でも以前、短期間ではありますが、コミュニティバスが導入された時期がありました。その時の導入に至る経緯と廃止した後の反省の内容をお聞かせ願います。

3点目、国において努力義務とされている地域公共交通計画が高取町にはありませんが、今後策定していく予定はございますか。ご回答のほどよろしくお願いいたします。

以上3点、町の考え方をお伺い致します。壇上からの質問を終わります。再質問は質問席よりさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。2番、西川議員のご質問に回答させていただきます。「高取町の地域公共交通について」ということで3点ご質問があったと思います。

まず、1つ目の回答になります。現在、ご存じの通り、高取町におきましては、奈良交通が路線バスとして、国道169号線を走っています「八木下市線」と県道樞原高取線を走っています「八木御所線」の2路線になります。また、近鉄では「壺阪山駅」「市尾駅」と御所市にはなりますが「葛駅」の3駅が、南大阪線として電車運行されております。本町におきましては、過去において、議会で地域公共交通や高齢者移動支援の質問もたくさんいただき、高取町まち・ひと・し

ごと創生総合戦略の中にも、「交通事業者と連携した公共交通の利便性の向上、交通結節機能の強化」として掲げており、この間、様々なことを検討してまいりました。やはり、協議をさせていただく中で、町の財政運営も視野に入れながら模索してまいりました。過去に議会で答弁をさせていただきましたが、内容におきましては、その時々の実情に応じて答弁をさせていただいておりますが、近年は、新型コロナウイルス感染症が発生してから、交通事業者への事業者支援などが増えてきているのも事実であります。財源を確保した中ではあります。先程、西川議員からもお話がありましたように、高齢者移動支援策と致しましては、新型コロナの交付金を活用しながら、対象者に対しては利用していただいている状況でございます。この事業は、来年度におきましても引き続き行ってまいりたいと思っております。新型コロナウイルス感染症が減少していく上で、住民の皆様のご生活様式や生活スタイルなども変化していくと考えられますので、そのあたりも踏まえながら、地域公共交通の在り方も考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、2つ目の質問の回答とさせていただきます。この案件に関しましては、平成16年度から平成19年度の4年間だったと記憶しております。当時、近鉄壺坂山駅から森、薩摩、兵庫、車木、越智を抜けて檜原神宮西口までの間を奈良交通のエヌシーバスが走っていたと思います。その当時、奈良交通からこの路線を廃止するというようなお話がありまして、町としては、バスを登下校に利用していたこともあり、児童の登下校をサポートするために、コミュニティバスを走らせました。朝夕は、学校のスクールバスの代替えとして走って頂き、それ以外の時間帯は、無料で役場に来られる住民の方のために走らせていただいております。平成20年度に小学校が統合されるということから、バスの利用者は旧育成校区の児童の方、全員となったため、コミュニティバスを廃止してスクールバスとして別予算で運行して、現在に至っているところでございます。平成19年度決算から、町財政が赤字財政に転じたこともあり、その当時の反省点としては、バスの利用客が少ないというようなことが、反省点であったと思います。当時の町長のお考えは、バスを走らせるのなら登下校以外の空いた時間帯を有効に利用するために、町内を走ってもらってはどうかということでした。しかしながら、費用対効果が非常に悪かったため廃止したということをお覚えています。

3つ目の質問ですけれども、現在は、奈良県地域公共交通網形成計画の枠組みのもと、地域におけるまちづくりデッサンをもとに動いております。先程の答弁と

重複する部分もあると思いますが、現在、高取町におきましては、奈良交通が路線バスとして、2路線、近鉄では、3駅が南大阪線として電車運行されています。今後、新型コロナウイルス感染症が終息し、住民の皆様の生活様式が変化していく中で、本町においても、現在、福祉施策として実施されている高齢者移動支援に伴うタクシーチケットの使用状況や配布対象者などの分析も行い、現在、地域公共交通計画がある市町村も試行錯誤を重ねておられると思いますので、そのあたりを聞き取りながらですね、計画内容も確認し、策定が必要か必要じゃないかも含めまして、今後検討を重ねてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。私の回答は以上です。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑孝君） ご回答のほどありがとうございました。地域公共交通に関しては、生活様式が変わっていく中、今後「在り方」というのを考えていくということで、ご答弁いただいたと思います。コミュニティバスの廃止に関してなんですけども、なぜ費用対効果が少なくなってしまったのかであったりだとか、なぜ利用者が少なかったか、そういうところをもっと検討しながら、他の自治体ではどうやったら乗ってもらえるか、どうやったら便利になるか、というのを検討しながら、進めているということも他自治体からは伺っております。高取町もそのように、PDCAサイクルしっかり回しながら、また、公共については考えていただきたいなというふうに思います。

ここからは、全国的な取り組みを一度ご紹介させていただき、その後に再質問させていただきます。今、全国的には、「M a a S」という取り組み、エム・エー・エー・エス、頭文字をとって「M a a S」と言うんですけども、「モビリティ・アズ・ア・サービス」という言葉でございます。「M a a s」とは、AIやデジタルを利用して、公共交通をより効率的に行っていく取り組みとなります。全国的には、この「M a a S」での取り組みも多く、BRTであったり、AIデマンドバス、グリーンスローモビリティ、コミュニティバス、デマンドタクシー、地域独自の乗り合いタクシーなど、「ラストワンマイル」家から駅までどうするのかであったりだとか、家からバス停までどうするのか、ということテーマとして、どのように地域の方々に手当をしていくか、積極的に取り組まれております。高取としても、周囲の自治体に遅れを取らないよう、地域公共交通を進めていくべきだと考えております。ここから再質問させていただきます。

1点目、現在、地域公共交通は高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略や都市開発マスタープランの中にほとんど施策として入っていません。中川町長はまち・

ひと・しごと創生総合戦略の見直しを公約に町長選挙に当選されております。これだけ重要な地域公共交通施策でございますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略や都市開発マスタープランの中に入れていくお考えはございますか。

2点目、今後感染症が蔓延している状況下で難しいかもしれませんが、来年度、たかとりケアマネ会では移動支援のタウンミーティングを開催する予定となっております。民間の団体に地域の声を聴くことを任せるのではなく、町の職員がもっと役場から出て、各大字の区長さんであったりだとか、民生委員さんとの協力を得ながら、住民の声を聴く場所をつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 1問1問やった方がいいな。再質問の1問目、中川町長に、中川町長。

○町長（中川裕介君） まず、西川議員からご質問いただきました、高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略、見直すということで、実は私ですね、前の町長が亡くなった時ぐらいに、実は高取町では、見直しをされていたということで、私当選させてもらってから知って、一応、2年の10月に、改定をされたということです。その中に、1つ「暮らしを支える基盤の整備」ということで、簡単にですけども、交通事業者と連携した公共交通の利便性の向上とか、交通結節機能の強化ということで書いております。偶然なのか、ちょっとあれですけども、今、高齢者の移動支援のタクシーらせていただいています。コロナの交付金使わせていただいていたので、ちょうど私、就任させていただいた時、12月議会で初めて皆様のご協力いただいて、試行的に令和3年の1月から3月までさせていただいた。また、コロナの方が回復といいますか、まだまだ、感染が広がってましたので、また引き続き、結果的には令和3年度全部使わせ、また来年度につきましても、今の状態ですので、引き続き4年度、高齢者の移動支援をさせていただこうと思っております。当然、今までの利用状況等の分析もしていかなあきませんし、どういうご利用状況になっていて、どういう方が積極的に使っているかということも踏まえまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略まだ改定されたばかりなんで、そのたびに必要などころを見直していきたいというふうに思いますが、実際今、高取町では、そういう形の高齢者移動支援をさせていただいていますので、計画を先程、芦高総務課長答えましたけども、計画をつくる、つくらない、は別としてもですね、いろんな他の団体の先例をいろいろ勉強させていただきたいというふうに思っております。これがまず1点目です。

「ケアマネ会のタウンミーティング」ということで、非常にいいお取り組みをされているのかなと思います。ただ、今、コロナの関係で、なかなか人に集まっていたりとか、そういうこともできないと思っております。当然、町としても、そういうふうな皆さんのお声をお聴きする機会は必要やと思っておりますので、今後また、状況は今の状態で「いつ頃するの」と言われても、分かりませんが、コロナの状態も見定めながら、検討させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） 今、お答えいただいた中に高齢者の移動支援ということは、やはり答えていただけているんですけども、先程、一般質問を壇上でさせていただいた中にもあったとおり、子どもも結構移動が大変と言う方が多いので、子どもも移動に困っているというところで、そのあたりのケア何か検討されていることはございますか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） やはり、対象者の問題やと思えます。今一番お困りになっているのは、西川議員がおっしゃっていたように、昔は自分で歩いて行けてんけど、なかなか今では無理やなど、70歳以上の、実際、後期高齢者といわれる方、75歳でございますけども、なかなか昔のように体が動かなくなってくるというのは自分も実感されているのかなと思います。まず、当然子どもさんというのは当然重要ということで認識しておりますけども、まず、やはり、対象の多い住民の皆様の方から進めさせていただきたいと。また、子どもさんについては、何が必要なのか、何がいいのか、というのがあると思えますねんけども、そういうことで、まず今の段階では高齢者、今の高取町、あまり先程のコミュニティバスを廃止されて10年以上何もやってなかったということでございますので、まず高齢者の方から1つずつ進めさせていただいている状況でございます。ご理解いただきますようお願いしておきます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壱君） また、子どものことというのも積極的に考えていただきたいなと思います。その中でですね、国土交通省の資料である「地域公共交通づくりハンドブック」というものがあるんですけども、その中では、交通担当課をはじめとして、道路、福祉、教育担当課などの関係各課が計画づくりに積極的に参加することが必要であると記されておりますが、高取町においても、まずは総務課

が中心となって、高齢者や就学前の児童の情報を持っている福祉課、学童の情報を持っている教育委員会、高取町は高取城への観光客の移動手段というのでも検討していく必要があると思いますので、まちづくり課、この4つの課の職員で、まずは「地域公共交通検討委員会」というものを立ち上げてみることを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 貴重なご提案ありがとうございます。いろいろ先例もございますやろうから、また西川議員の方からご提案いただきまして、進めさせていただけるのであればと思います。具体的にどうするか、今、急なご提案なので、そういうことも重要なのかなと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 西川議員。

○2番（西川侑壺君） ご答弁の方ありがとうございます。最後の「地域公共交通検討委員会」というのは、町の住民の方々のコロナというところも、つくるとなったら関係ないですし、地域の公共交通の事業者というところも関係ないところではあるので、まずは役場庁舎内で、高取町の地域公共交通をどういうふうにしていくかというところをしっかりお話し合いいただいて、その先で、「地域公共交通会議」というところにまた発展させていかなければいけないと思うので、是非とも設置していただくのを前向きに検討いただければというふうには思います。

今後高取町の地域公共交通施策を計画的に確認して、住民の皆様にご報告させていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、たかとりケアマネ会においても、自由に外出できない高齢者が多くて、高齢者の生きがい失われつつあるというふうな提言がなされております。先日の定例会では、日常生活総合支援事業の訪問型サービスD、セニアカー購入の補助金、住民主体の助け合い型移動サービス、壺阪タクシーや、民間の高齢福祉施設に委託してみてもどうかであったりだとか、町内外で、それぞれ2台2系統のコミュニティバスを運行してみてもどうかとか、あと、社協の助け合いサービスや、しごとコンビニで買い物や受診の送迎をする、こんな提案がなされております。今後の検討の参考にしていただければと思います。様々なご質問にご答弁いただきありがとうございます。私は、この地域公共交通が高取町における大きな問題だと考えております。今後より深く地域公共交通への知見を深めて、高取町にとってより良い提案ができるようになることを約束し、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 西川議員の持ち時間が12分程残っております。関連のある方いらっしゃれば、お受けいたします。

それではこれもちまして、2番、西川議員の質問を終わります。ここで5分間程休憩をします。10分から再開いたします。

午後 2時 5分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（新澤良文君） 再開いたします。それでは、通告書にございました4番、松本議員の発言を許します。4番、松本議員ご登壇お願いします。

〔4番 松本圭司君 登壇〕

○4番（松本圭司君） 4番、松本でございます。質問です。まず1つ目。人口減少により税収が落ち込んでいく中、収入・歳入を上げるため、法人税収アップにつながる企業誘致について、私、去年10月に議員として研修に行かせていただきました。「データで読み解く人口減少」というセミナーを受講いたしました。

「大半の町村が抱えている人口問題について、少子化問題は、子どもの問題でもお母さん問題でもなく、人口減少問題です」と始まり。18歳から19歳の男女が、良い学校のある都会に集中し、20歳前半の女性の就職タイミングで、女性が減少します。なぜなら、男性より女性の仕事が無いため、都会・首都圏に出ていきます。出ていった女性は、都会・首都圏で結婚し、その子どもも地方に戻らない。結論付けているのは、地方では20歳代の女性の雇用を増やすことがこの問題を解決する「キー」だと教わってきました。働く場をつくるために、企業誘致は欠かせない取り組みだと考えます。ここで、質問です。

①過去3年間の法人税収額を教えてください。

②ダイヤ製薬株式会社様の誘致について、現在の進捗状況、いつ頃工場建設が始まって、いつ頃稼働するのか、工程をお聞かせください。

③現在、具体的な企業と誘致交渉を行っている、または、今後、このような企業を誘致したいというお考えがあればお聞かせください。先日、健幸の森を視察させていただきました。前回も、森下議員からもご提案ありましたが、この健幸の森、広大な土地を活かせないかということも、これからの課題だと考えております。

2つ目です、4月より過疎地域指定され、国からの特別な財政支援を受けて、他地域に比べて有利な条件で、介護、教育、産業振興、道路整備などの対策を講じ

ることが出来るとしています。どのような財政支援が受けられるのか、何点か具体的な内容をお聞かせいただいたらと考えております。

3つ目です。今般のコロナワクチン接種不祥事により、町行政への信頼は大きく低下してしまいました。この信頼を回復すべく、これからいろんな手当・改革が必要だと思います。その一助となればというご提案でございます。

①もうご存じの方が多いかとは思いますが、あえて申し上げさせていただきます。「ISO9001品質マネジメントシステム」への取り組み。取り組みと言いましても、この認証を受けるのに、3、400万円くらいかかります。そこまで認証を受ける必要は無いとは思いますが、この内容を理解していただいて、行政に反映していただいたらなと考えてます。これは、多くの企業が取り組んでいます。ISO9001規格はモノ作りのメーカーが、ほぼ重点を置いた内容になっておったんですが、2015年の改訂では、サービスを提供する組織に対しても対応しやすいように汎用的な内容に変わっています。ISO9001とは、顧客満足度の追及、よくテレビでもやってます「満足度ナンバーワン」とか言うてますけども、これを目的としたマネジメントシステムに関する規格です。この顧客を町民の皆様置き換えてください。町の皆様の満足度の追及のため、「満足度アンケート」というものがございまして、これをとって、町の皆様の意見を幅広く集め、アンケート内容により、満足度向上施策を立案してサービスの向上につなげる、こういうシステムをつくってもらったらどうかなというご提案です。このISO9001は、管理の仕組み「マネジメントシステム」、英語のとおりなんですけど、管理の仕組みをつくるということでございます。これは、この仕事をやった時に、こんな失敗をしましたと、ここでこういう失敗をしないために歯止めをかける、こういうチェックをする取り決めをつくっておく、というのが仕組みになります。ここで、やっていただければ、自分たちの仕事を分かっている人、自分たちでつくります。これは、各部署・課単位での作成となります。まず、失敗しない仕組みをつくって、不具合があれば都度修正を加えていくというような作業を行います。このような仕組みをつくっていても、車のメーカーではリコールがたまに出て、食品メーカーでも、何万食の食品を回収するというような不用意な支出が出ています。この満足度アンケート、これ各課で町民サービスの事業ごとに作成して、まず窓口のある課では、窓口対応について、満足度アンケートの内容については、「満足できるレベル」、「おおむね満足」、「普通」、「ときどき問題がある」、「満足していない」、の評価で、満足して

いない場合については内容を書いていただく。そういうふうな内容のアンケートでございます。

②人材育成こそが組織の活性化につながります。これは研修機関、日本能率協会とか、日本生産性本部、これは法人でございます。あと、民間ではリクルートがこういう研修機関をやっております。これの計画的な参加をしたらどうかと。幸い、2月の24日の当初予算概算説明会で、既に研修参加の予算を組んでいただいております。ありがとうございます。当面、このコロナ禍ではオンラインがメインとなりますが、コロナが収まれば、やはり研修というのは、みんなが集まって対面で受講することに意味があります。研修では、6、7人のグループをつかって、テーマが与えられ、全員で意見交換して問題解決を行っていきます。このグループ員は、全員違う企業の人々で、異業種交流が始まります。私の経験では、ここでの成果が人材育成に大いに役立ったと感じております。もうお分かりの方ばかりですが、以上何点かご参考になればと思ひまして発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） ただ今の松本議員の質問について回答を。岸本税務課長。

〔税務課長 岸本資之君 登壇〕

○税務課長（岸本資之君） 私からは、松本議員の一般質問の過去3年間の法人税収額について税務課から回答させていただきます。現在、高取町で課税しております法人関係税は法人町民税でございます。税収は、現年課税の収入額ベースで申し上げますと、平成30年度で、これは均等割と法人税割の合計額になっておりますけれども、均等割り額1,184万2千円の1,664万円が法人税割額の、合計が2,848万2千円というのが、30年の決算額でございます。それが令和元年になりますと、合計額が2,310万円。令和2年決算では、1,976万1千円と、コロナ禍になりまして減少中ということになっているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 石尾総合政策課長。

〔総合政策課長 石尾宗将君 登壇〕

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼いたします。それでは私からは、松本議員の企業誘致の質問の2つ目でございます「ダイヤ製菓の誘致について、現在の進捗状況、工事着手の時期や稼働の時期はいつか」というふうなご質問をいただきました。ダイヤ製菓株式会社は、新工場建設のため企業発祥の地であります高市郡に適地を求めており、平成22年頃に観覚寺地内が選定されました。本町とダイヤ

製薬が具体的な協議に入りましたのは、平成25年3月です。その後、ダイヤ製薬が地域住民と約6年協議を重ねられ、平成31年4月22日に開発事業に係る事前協議申請がなされました。本町は、令和元年5月10日に観音寺東地区地区計画を決定し、現建設予定地での工場建設が実現することとなりました。令和3年10月29日に県に開発許可申請が提出されており、近々開発許可が下りる予定となっております。開発許可後は、造成と工場建設に約2年を要する見込みとなっております。なお、今般のコロナ禍の半導体不足や資源価格の高騰など、社会情勢が不安定であることから、工場の稼働時期は明言できない状況となっておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、「現在具体的な企業と誘致交渉しているか、今後どんな企業を誘致したいのか」というふうなご質問でございます。意欲的に工場移転を検討されている企業の情報は持っておりますが、現在、具体的に交渉を進めている企業はございません。なお今後、周辺の自然環境との調和に配慮しながらも、地域経済基盤の強化と雇用の場を確保するため、地区計画等を活用しながら、本町に定着してもらえる製造業等の企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、「ISO9001品質マネジメントシステム」への取り組みのご提案をいただきました。ご指摘のとおり、町民の皆様の満足度を知ることは、施策の立案にとって大変重要です。このことから、平成27年度のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に併せまして「高取町のまちづくりに関する住民アンケート調査」を実施いたしました。また、総合戦略の改訂に併せまして、令和元年度にも住民アンケートを実施し、町での暮らしの満足度とともに、町が実施する各施策についても満足度を調査し、その後に実施する各種施策の立案に反映をさせていただいているところでございます。今後は、町民の皆様の意向を把握するため、定期的にアンケート調査を実施させていただきます。そして、その結果に基づいて施策の優先順位をつけ、町民の皆様が望む施策の立案につなげることで、さらに満足度を高めたいと考えております。私からは以上でございます。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。4番、松本議員のご質問に総務課から回答させていただきます。まず、2つ目の「過疎地域指定により、どのような財政支援が受けられるのか、具体的な内容を何点かお聞かせください」というようなご質問をいただいております。この件につきましては、既に皆様もご存じだと

と思いますが、令和4年4月より高取町が過疎地域に指定されます。このことにより、奈良県では、過疎地域持続的発展方針が示され、高取町においては、過疎地域持続的発展市町村計画を策定し、議会の議決を経て、その後、過疎対策事業への各種財政措置が講じられるということとなっております。主な財政支援につきましては、過疎対策事業債の発行になります。起債充当率は100%で、後年度の元利償還金の70%を交付税措置されます。例えば、町道単独の整備事業が1,000万円だった場合、それに係る通常の起債ですと、充当率が90%なので、900万円を起債として発行をして残りの100万円が一般財源となります。このような事業が過疎対策事業債であれば、起債100%充当で、1,000万円の起債を発行して、後年度の元利償還額に70%分の交付税が措置されるというような仕組みとなっております。簡単に申しますと、今までは1,000万円の事業を行っても、起債の返済と一般財源で1,000万円が必要だったものが、過疎債を活用すれば、1,000万円起債を発行しても将来的に交付税で700万円戻ってくるというような仕組みになり、300万円の一般財源で済むというような仕組みとなっております。また、国庫補助金の場合は、国庫補助率のかさ上げになります。これは、ハード事業・ソフト事業の、事業の種類によっても違いがありますが、例えば、教育施設などの補助ですと、従来50%、2分の1の補助ですけれども、それが、55%補助になったりしますので、事業の種類によっては有利な補助率で補助が受けられることとなっております。主な財政支援は、今、説明させて頂いたとおりとなりますけれども、高取町におきましても町政始まって以来のはじめての過疎地指定となりますので、まずは、計画に遺漏のないよう策定をしまして、過疎対策事業債と言えども、町の借金となりますので、今後の財政運営も加味しながら、有利な財源の確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、3つ目の②です。「人材育成研修の計画的な参加促進、組織としての協力体制作りについて」ということでご質問をいただきました。現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、職員の研修機会が減少している状態です。来年度予算におきましては、まず、管理職職員、課長級・課長補佐級に対して、職員研修を実施したいと考えております。研修内容につきましては、管理職のコンプライアンスでありますとか、危機管理でありますとか、業務改善などに関しまして、講師を招いて研修をしていきたいと考えております。また、一般職員向けには、職員個人個人のスキルアップが出来るようなオンライン研修の仕組みなども

構築してまいりたいと思っております。また、従来からありますけども、奈良県市町村研修センターにおいては、毎年、職員に業務内容に応じて研修に参加していただいておりますが、これも引き続き、研修の強化も含めまして、検討してまいりたいと思います。私の方からは以上です。

○議長（新澤良文君） 松本議員。

○4番（松本圭司君） ありがとうございます。まず企業誘致なんですけど、本当に難しい問題やと思います。今回のお聞きしまして、やはり、法人税収があまりにも少ないなど、なんとかこの辺を誘致して税収アップに繋がるようなことができたなら、本当に難しいことやというのは分かっております。これから健幸の森、先程も話しましたが、あの広大な土地をなんとか活用できないかなということで、議員の方からの皆さんで話をしております。また、執行部からもこういう計画を立案されるのでしたらどんどん進めていっていただきたいと思えます。それと、なぜこういう管理の仕組みとか、人材育成を申しますと、やはり、今回のコロナワクチン接種でこういうことが露呈しています。はじめての事業なので、きちんと管理の仕組みをつくることは多分難しいとは思いますが、もう少し仕組みが出来ていたら、ほとんどの不祥事は解決できたんじゃないかと。それと、協力体制が出来ていない、これももう少し人材育成をしていただいて、横の繋がり、これは私は完全に欠けておるということで、人材育成が組織を作る根っこです。そういうところで、今回、この2つ、既に取り組まれてると思えますけども、不足しておったということで、こういうご提案をさせていただきました。以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） 松本議員の残り持ち時間が18分程残っております。関連がございましたら、お受けいたします。いらっしゃいませんか。

それではこれもちまして、4番、松本議員の質問を終わります。

○議長（新澤良文君） 次に7番、森下議員の発言を許します。7番、森下議員。

〔7番 森下明君 登壇〕

○7番（森下昭君） 7番、森下でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に沿って、質問をさせていただきたいと思えます。なお、私の質問に関しましては、1番、森川議員の質問と被っている部分もございまして、その部分については、重ならないようにということで質問させていただきたいというふうに思えます。

私は以前から、自然豊かな高取町の景観をどうして守ろうということで、以前の

議会でも「高取町景観条例の制定について」ということで、一般質問をさせていただき、そして、条例素案まで提出してお渡しさせていただいておりますが、一向に進む気配がない。その中で、多くの方々から、無秩序な農地における太陽光発電施設の増加、これについての不安であったり不満であったり、ということが多々聞くようになりました。現在、農業従事者の高齢化や後継者不足の中から、農地を手放すということについても、これは責めることはできないというふうに考えております。ただし、高取町の豊かな自然環境が損なわれるだけでなく、設置場所によっては、先程もございました、住・医療・福祉・教育環境にまで悪影響を及ぼす可能性があるということで、この太陽光の発電の設置というものについては、しっかりした町の展望を持って条例制定を含めて、先程出ましたそういうことも含めてしていく必要があるなというふうに思います。また、高取町の根幹であります都市計画において、この場所については農業振興、あるいは、この場所については教育所ゾーン、この場所については福祉所ゾーン、この場所については企業誘致、あるいは住宅開発、という地域指定を含んで何らかの手立てが必要であるのではないかとというふうに思います。今のままでは、先程、松本議員の質問でもございました。企業誘致というふうに展開をしようと考えている。あちこちで歯抜けのように、太陽光の施設が点在しておるというのでは、そういうことすら考えられない状況にあります。幸い、先程の森川議員の質問により、来年度この条例制定に向かって、「この条例制定に取り組みます」という回答をいただきましたので、その部分については安心をいたしておりますが、この条例制定にあたっては、町としてしっかりとした地域都市計画、そして地域指定が必要であるというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（新澤良文君） 森下議員の質問に対する回答をお受けいたします。石尾総合政策課長。

〔総合政策課長 石尾宗将君 登壇〕

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼いたします。ただいまの森下議員のご質問について回答させていただきます。まず、太陽光発電設備の件につきましては、森下議員がおっしゃいますとおり、先程、住民課から回答させていただきました。都市計画の部分でございますけども、森下議員がご指摘のとおり企業誘致につきましては、地域経済基盤の強化、雇用の場の確保という観点から非常に大切ということは理解をしております。まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、「新たな起業の誘致・創業」を基本方針の1つに据えまして、K P Iを設定して

おりますし、都市計画マスタープランでも新産業ゾーンというふうな設定をしながら、企業誘致を進めてまいろうとしているところでございます。今後は、総合戦略のK P I 達成を目指しまして、地区計画を活用しながら企業誘致に鋭意取り組みますとともに、区域指定を活用した地域コミュニティの維持と既存集落の活性化に向けた取組も検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下明君） 先程も申し上げましたが、大事なところはしっかりと地域指定をする。本町にとって都市計画に沿って本当に将来、高取町の大きな存亡とまで言うてもいいと思うんですが、関わることだというふうに考えています。特に町長。町長選挙でもおっしゃってございました。御所インター付近で県が開発している工業団地。これの隣接地域である高取町には、大きな将来展望が望めるといの中で、高取町が関連企業誘致を図る時に地域指定も無しに今の様に、次から次へと農地に太陽光発電施設が出来たのでは、「さあ、いざ」という時には、機能しない。これはもう目に見えています。昔の様に、公社が先行取得ということもできません。当然です。私の同年配の人たち、一番困っておられるのは、農地を持ちがねしておられるということなんです。先程も、開会前に担当課の課長とお話をしてございました。車が入らない畑とか、田んぼとか、「森下君もうてくれへんか」息子からなんて言われてるか、「親父、親父元気な間にちゃんと処分してや」「俺らは農業する気は無いで」そこへ、太陽光発電業者が来られて「何とか協力してくれませんか」と、「いいや」と横に首を振れますか。そこで、町として何とか歯止めをかけられるという部分については、「ここは将来的に高取町にとって大事な土地なんです」地域指定して「ここは工場誘致をしたい場所なんです」「教育ゾーンとして大きく将来を考えてるんです」「ここは福祉施設、重点的にということを考えてるんです」という指定が大事なんです。そのうえで地主さんにご協力をいただく、あるいは町として取り組むということが必要であるというふうに思いますが、重ねてお伺いをいたします。この大事な都市計画、町もマスタープランの中に出来上がっておりますが、あえて地域指定を、しっかりと地域指定を、協議しながら組んでいくということが重要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 森下議員さんからのご質問です。私就任させていただいてか

らいろいろな議員の方々から都市計画、当然、企業誘致も含めまして必要性と。私も十分認識をしております。自治体的に農地を所有されている方のビジョンも十分承知させていただいている次第です。ただ、開発と言いますか、そういう指定を変える事によって、いい面も、悪い面も出てくると思います。例えばですけども、農地の場合であれば固定資産税がかなり安価な状態になる。それを例えば、都市計画、市街化区域に編入しますとですね、かなり値上がりすると思うんです。そういうふうなデメリットというの、つまりそれは一方見方を変えれば、流通することによってメリットになるということになるんですけども、当然、いろんな先例の市とか町で取り組まれています。石尾課長さんの方にも「先例の所にいろんな事情聞いてきてください」と、良いところ悪いところ絶対ありますんで、具体的にそれを乗り越えられておられるところを、そういうところを勉強させていただいて、高取町に置き換えていけないのかなというふうに考えております。当然その、御所インターチェンジというのが、あと数年経てばあそこの田んぼがいったん変わるとは思いますけども、そういう形でございますし、アクセスから言わせたら、高取町もまだまだこれからのところとっております。いろんなことに取り組んでいきたいと、すぐになかなか成果は出ないというふうに思います。ただ、先程のダイヤ製薬も10年ぐらいかけてやられているというのがあります。昨今、工業団地みたいなものを、ある程度段取りしているところが多いと思います。それともう一つは、来ていただくのには、昔であれば、いろんなことを企業で持ってくださいという時代ではなくてですね、例えば道路整備、例えば上水道、例えば下水であれば合併浄化槽で高取の場合対応する形になると思うんです。それもほとんど公共団体の負担。さらに、企業の取り合いですんで、奈良県でも、来ていただいたらこれだけの補助金を出しますと。逆にもう一つは、雇用していただいたらこれだけの補助金を出しますと。そこまでやって今、企業誘致合戦を全国的に展開しているふうな状況でございます。先程、芦高課長の過疎地域の中でも、過疎地域において確か、県からの補助金、企業さんへの補助金なんですけど、過疎地域に立地した場合のメリット必ずあったと思いますんで、そういうなことも含めまして、実際に地元に入って皆さんがある程度ご同意いただけるのであれば、それはそんでいけるんですけど、なかなかそういうような事情があると思いますんで、そこ上手くクリアしているところあれば、その状態を勉強させていただいて、高取町に少しでも、何もしなかつたら絶対出来ませんので、上手くいくかどうかは別として、そういう取り組みを進めていきたいと思

っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下明君） 私は、自然エネルギー開発について否定するものでも何でもありません。もちろん脱炭素、これは世界が取り組む課題であります。ただし、無秩序に開発をされると、設置をされると、これから20年、30年、手を付けられないという状況があるということで、今取り組まなければならない喫緊の課題ということで、質問をさせていただきました。先程の松本議員の質問にもありました。「働く場所のないところに人は住まない」「住む場所のないところに定住はない」ということでございます。そういうことも含めて、これから大きな将来展望を持ってきちんとした都市計画、地域指定をしていただきたいなということ要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（新澤良文君） 森下議員の質問時間があと21分程残っております。関連質問がございましたら、お受けいたします。森川議員。

○1番（森川彰久君） 森下議員の残り時間を少しお借りしまして、2点だけお尋ねしたいと思います。今回私は、前回、前々回と都市計画を主案に質問をさせていただきました。今回、都市計画を質問に入れてないのは理由があります。それは、私、都市計画審議会の委員であるからです。委員であれば、本会議場で質問しなくても委員会で質問すればいいことだと、そういう認識でありました。

そんな中で2点だけお伺いしたいのは、まず1点は、その審議会の内容少しだけご披露したいと思います。前回も区域指定ということで、「高取町の周辺市町村は全てで取り入れられているのに、なぜ18年も経って高取町だけ未だに何で取り組みされておらんのか」ということを質問させていただいたところ、「前向きに検討させていただきたい」という石尾課長の答弁をいただきました。その点について、審議会の委員会では委員長を選任と奈良県からの担当課の講演と言うんですか、議題していただきまして、それで終わったという。ちょっと私にとっては中身のない会合であったのかなと。これが2年ぶりということもあったので、初回はこんなものかということで、それ以上のご意見は申し上げませんでした。ただ、次回日程、そして次回の題目を早急に決めていただきたいということは心の中で思っております。そんな中で講師の方が、私質問させていただいたところ、区域指定についても広陵町の例を挙げられまして、なかなか旧村との積み合い言うんですかね、上手くいかないという問題があるとか。また、子どもさんの人口が一度に増えて、学校の教室が足らなくなるとか。そういうような説明

で、まずは、高取町の場合は空き家対策、それと市街化区域のまだ計画のない、市街化区域のまだを優先して建築するべきだという説明がありました。私は、「高取町は広陵町と一緒にしないでください」と。広陵町は区域指定、18年前に制度指定されて速やかに実施されている町であり、その隣接する地域には真美ヶ丘団地という大規模な住宅地があります。高取町はといえば、毎年100人ずつ人口が減っていく、子どもさんがだんだん減っていく。私、友人が広陵町におりますが、もう子供さん縦列する、並んで登下校されるの、こんだけたくさん子どもさんおられるのかなというくらいおられます。「その町と、高取町とを一緒にしないでほしい」と。あと、「高取町は建築確認の問題がある」と。「早く空き家対策もしたいけど、空き家壊したら1年以内に建築確認取らないと許可下りないでしょ」と。「1年以内に許可下りないのにどうするんですか」と。そういうことも申し上げました。だから、そんな中でお聞きしたいのは、課長にお聞きしたいのは、その「区域指定前向きに取り入れさせていただきたい」とおっしゃってた。それどのようにお考えかというのが1点と・・・

○議長（新澤良文君） 1点ずつ行きましょう。石尾総合政策課長。

○総合政策課長（石尾宗将君） 失礼します。ただいまの森川議員からの区域指定の件について回答させていただきます。再三、森川議員の方から議会の方でご質問いただいております、まず、勉強させていただきたいと答弁させていただき、都市計画審議会を先日開かせていただいて、県の土地利用の方針ですとか、その辺の研修を共に受けさせていただきまして、情報共有をさせていただきました。今後は、もう一歩進めまして、高取町で区域指定ができるかどうか踏み込んだところを検討してまいり、いずれにいたしましても地元の同意が大変重要でありますことから、まず場所の選定、それから地元の同意の取得方法等ですね、その辺を探っていきたいなと考えているところでございますので、また今後そういう問題に直面した折には、ご協力を賜りたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） この区域指定で住宅問題が少しでも建築出来るようになり解消することになれば、やはり先程、企業誘致ということも度々質問されておったと思うんですが、やはり企業が来られても、その企業の従業員さんとか、高取町以外から来られている方が大半かなと思います。こういった方はなぜ、高取町に住まいを求められないのかと言えば、建築許可がなかなか下りないことが要因だ

と思います。それをまず高取町以外のお方でも高取町で家を建てられるような環境づくりをしないとですね、人口が増えることないですよ。

もう一点質問させていただきたいのは、先程も言いました空き家の建築確認と、それと税制の問題ですね。家を解体することによって居住用資産の適用は受けられなくなって、税制が上がり、4倍から6倍に上がると思います。独自条例ですね、5年間は前の税金据え置きというような、そんな制度は設けられないんですかね。

○議長（新澤良文君） 岸本税務課長。

○税務課長（岸本資之君） 以前に議会で森下議員さんから同じようなことを説明していただきました。税務課といたしましても公平な税制ということで、今までにも同じように自分のお金で取り壊して、苦勞して更地にして売却や維持管理していただいている方も多くございます。そのあたりにつきまして、特段、条例でそういうふうな特例をつくろうということは、今のところは考えておりません。

○議長（新澤良文君） 森川議員。

○1番（森川彰久君） 何とかそれ考えられるような方策考えていただきたいですね。これも周知されてないんですけど、5年以上の古屋には低未利用地の軽減税率というのは、100万円まで控除がありますのでね、そんなんもご存じのない方たくさんおられると思います。というのは、評価が低いから売却するにしても、解体工事料が赤字というような流れになってくる。仮に僅かな収入があってもですね、そういう低未利用地の100万円の控除がありますよということも周知してあげてですね、解体工事、更地になればまた違った利用もできると思いますので、その方向性、周知方法いうのも検討していただいたらどうですか。以上で質問終わります。

○議長（新澤良文君） 森下議員の質問時間が残り14分残っております。関連質問がございましたら、お受けいたします。それではこれもちまして、7番、森下議員の質問を終わります。

○議長（新澤良文君） それでは、通告書にございました3番、谷本議員の発言を許します。3番、谷本議員ご登壇お願いします。

〔3番 谷本□巳君 登壇〕

○3番（谷本□巳君） 3番、谷本でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。小・中学校施設のトイレの洋式化について、現在の普及率と今後の普及に向けての考え方についてお伺いします。2019年

に文部科学省の学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議が出した、これからの小・中学校施設の在り方については、公立の小・中学校における洋式トイレ、及び空調設備の普及率は、住宅のそれを大きく下回っており、生活文化からの乖離や近年の厳しい気象条件に対応した教育環境の確保などの観点からも、各地域の実態を踏まえた整備が求められると指摘し、洋式便器を採用するなど、生活様式や児童の人数等を踏まえたトイレを計画することが重要であるとしています。しかしながら、文科省が公表しています「公立学校施設に関する調査」小・中学校施設のトイレの洋式化率は、2020年9月1日調査によりますと、トップは富山県の79.3%、全国平均は57%、奈良県は48.6%となっており、全国平均よりも低い水準となっています。このことは、奈良県は子ども達にとってのトイレの重要性を認識しきれていない地域であり、学力向上には熱心でも子ども達に欠かせない生活インフラであるトイレへの関心は薄いと言えます。本町の小・中学校施設においては、洋式トイレよりも和式トイレの比率が高いという現状があります。昨今、児童・生徒の自宅トイレは、100%と言っていいほど洋式ではないでしょうか。子どもたちが一日の多くを過ごす学校において、トイレが和式で用を足せないなどの声を聴きます。このことは、大きなストレスに繋がることにもなり兼ねません。また、防災対策の観点から、たかむち小学校・高取中学校は、本町の指定緊急避難場所になっており、その際に高齢者の方々や小さなお子様が使用されるには、現状の和式トイレでは大変不便であることが想像できます。1つは、本来の学校施設として児童・生徒がトイレを使用する観点から。もう1つは、避難施設として町民の皆様がトイレを使用するといった点において、早期にトイレの洋式化の推進を図るべきであると考えます。ちなみに、隣の明日香村においては平成26年度に、小・中学校施設のトイレについては1つの和式を残し全て洋式にされています。本町においても児童・生徒達が安心して学校生活を過ごすことが出来るように、また、避難施設としても安心して利用いただけるためにも、一日も早いトイレの洋式化を実現いただきたくお考えを伺います。

○議長（新澤良文君） 回答の前に谷本議員に申し上げます。別紙の紙があるならば事前に出していただきたい。と言いますのが、今の質問の内容の中で「避難所となれば・・・」と、避難所の「ひ」の字も書いてないんですけども、回答者側も事前通告所にその部分があったら、避難所としての補助金がどうやらということも調べられると思うんです。別紙出してくださいというのも議会の申し合わせで言うてるので、今後は気を付けてください。この部分については質問ささんとこ

とってたんですけど、そういうことであれば、緊急性のある事やし、質問してもらいますけども、別紙あるなら出してください。教育次長。

〔教育次長 前田広子君 登壇〕

○教育次長（前田広子君） 失礼します。3番、谷本議員のご質問「小・中学校施設のトイレ洋式化について、現在の普及率と今後の普及に向けての考え方について」ご回答させていただきます。洋式トイレの普及率は、小学校では、校舎・体育館を含めトイレ数37ブースに対し、洋式数12ブースで32%。中学校は、校舎・体育館を含めトイレ数46ブースに対しまして、洋式数15ブースで32%でございます。これまでは、子供たちからのトイレの現状に対する苦情や保護者からの要望はありませんでしたが、家庭のトイレは大半が洋式であると思われまますので、子供たちが学校生活を快適に過ごすためにも、洋式トイレの普及率の向上は必要であると考えております。和式から洋式に改修する場合スペースを必要とするため、トイレの個数が少なくなりますが、小・中学校ともに対応は可能であるということも確認しております。早急な対応が必要であると思いますが、コロナ禍でのトイレ改修にかかる資材の入手が困難な状況であることから、計画より遅れる可能性があることが危惧されるところですが、国庫補助金やコロナ交付金を活用しながら、補正予算を承認いただけるのであれば、早急に改修計画を立て、対応してまいります。私からは以上です。

○議長（新澤良文君） 谷本議員。

○3番（谷本□巳君） 当初は、「財政当局と協議の上検討します」という回答を想定しておったわけですが、補正対応もということで、満額の回答をいただくということで、ありがとうございます。

もう1点だけ、役場庁舎をはじめとする・・・

○議長（新澤良文君） 事前通告所にあらへん。

○3番（谷本□巳君） 要望です。

○議長（新澤良文君） 通告書にあらへんと質問に入らへん。いいけど、出してや。

まあまあ・・・

○3番（谷本□巳君） 要望として、庁舎をはじめとする公共施設のトイレの洋式化につきましても、令和5年度以降対応していただけたらということで要望しておきます。ありがとうございました。

○議長（新澤良文君） 質問でもいいですよ。ただ3行なんですよ、谷本さんの事前通告所。別紙もないし。

○議長（新澤良文君） 教育委員会に申し上げますと、避難所になると別の助成金等々もあると思うので、これ以前に質問したこともあると思うので、それも考えながら高取町に有利なことをやってほしいなど。谷本議員の質問時間が25分残っております。関連がございましたらお受けいたします。無いようでしたら、ここで10分程休憩、暫時休憩いたします。

午後 3時10分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。通告書にございました5番、野口議員の発言を許します。5番、野口議員ご登壇お願いします。

〔5番 野口勝也君 登壇〕

○5番（野口勝也君） 5番、野口勝也でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

①防災体制について質問させていただきます。地球温暖化が進む昨今、気候も変化しやすく、大雨や洪水、台風が増えると予想されています。また、大規模な地震も近い将来、大きな確率で起こる可能性があると言われております。それに加え、新型コロナウイルス感染症が猛威をふるっている状況であります。そこで質問させていただきます。

（1）新型コロナウイルスまん延時の避難所の運営について。コロナ禍での感染症対策にも万全を期すことが重要になると思われまます。これから梅雨にも入ってまいります。避難所の開設もあり得るかと思っております。町の避難所運営対策は、どのようなお考えでしょうか。お聞かせください。

（2）自主防災組織の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。高取町国土強靱化地域計画、地域防災計画の中にも自主防災組織の資器材の充実や研修・訓練による体制を強化すると記されており、地域防災にとって自主防災組織がいかに重要かであるかが伺えます。自主防災組織の結成、及び運営は、各自治会や事業所に任せておられると思いますが、町からの支援はどのようなになっているのでしょうか。また今後、自主防災組織、及び体制強化に対しての町の方針は、どのようなお考えかをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（新澤良文君） それでは、野口議員の回答をお願いいたします。芦高総務課長。

〔総務課長 芦高龍也君 登壇〕

○総務課長（芦高龍也君） 失礼いたします。5番、野口議員の質問に回答させていただきたいと思います。防災体制についてということで、2つ質問をいただいております。

まず、（1）「新型コロナウイルスまん延時の避難所の運営方針について」ということで、避難所におきましては、各大字の公民館等を利用し、区長の皆さんにご協力をいただきながら開設しているところがございますが、建物の面積的な事もあり、避難して来られる方の人数によっては密になる可能性もあります。そのため、感染予防対策をしながら、役場からもコロナ対策予防で使用します消毒液やマスクなどを常備し、支援をさせていただきます。また、場合によっては、リベルテホールや体育館など、広い避難所に移動していた際には、災害備蓄品でありますテントや段ボールベッドなどもご用意させていただきまして感染予防対策に対応してきたいと思っております。

2つ目の、自主防災組織の現状と今後の取り組みについて回答させていただきます。自主防災組織に対する支援に関しましては、平成30年4月に補助金交付要綱を制定し、運営してまいりました。まず、各大字で自主防災組織を結成していただき、その活動に係る費用、例えば、防災資器材や災害用備蓄品の購入、また、防災訓練に係る経費などに対しまして、1団体、1会計年度あたり10万円を上限額として、補助金の交付を行っております。自主防災組織の活動につきましては、地域防災において非常に重要であると考えておりますので、町といたしましても、組織の体制強化に向け、今後も引き続き補助金の交付や支援を行ってまいりたいと考えております。また、各大字などで防災訓練や避難訓練を実施される場合は、高市消防署や高取町消防団の指導もしていただきながら支援を行ってまいりたいと考えております。私の方からは以上です。

○議長（新澤良文君） 野口議員。

○5番（野口勝也君） 答弁ありがとうございます。新型コロナウイルスのまん延が収まったといたしましても、ただちに元の生活に戻れるわけではありません。コロナを常に意識した防災対策が必要になると考えます。感染症に十分対応できる町の防災計画を見直していただきたいと思います。

自主防災組織についてです。自主防災組織は少なくとも自治会単位で1つは必要だと思っておりますが、現在高取町には何団体の自主防災組織がありますか。お伺いしたいと思います。また、まだ発足されていない自治会等に対しての結成に向けての意識啓発や指導はされていますか。お聞かせください。お願いいたします。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） まず、1つ目の「新型コロナウイルスに対応した防災計

画」ということですが、町の防災計画を再度見直しまして、この中には南海トラフの関連でありますとか、いろんな災害に対応するような防災計画になっておりますので、またそういうことも盛り込みながら、他の市町村の状況も勘案しながら、計画を策定してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それと、もう1点目は、「自主防災組織が現在何団体あるのか」ということですが、現在設立団体は10団体でございます。24か大字の内10団体ということで、約半分以下になっているんですけども、引き続き各大字区長様にはこういう状況で、こういうことがありますよということで、お伝えしながら前向きに組織の設立に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（新澤良文君） 野口議員。

○5番（野口勝也君） ありがとうございます。防災対策には、その地域にあった防災計画が必要だと思っております。しかし、いくら立派な防災計画があったとしても、それを実行するための訓練が出来ていなければ、いざ災害が起こった時の現場では何の役にも立たないと言われております。防災訓練の方も実施していただくと、考えていただいているということですが、こうしたコロナの状況ではありますけども高取町で年間を通して防災訓練というのは、町職員単位または自治会、学校、福祉施設等、合わせましてどのような実績で行われているかお聞かせください。お願いします。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） ご存じの通り、今、新型コロナウイルス感染症がまん延しており、実際消防の防災の避難訓練でありますとか、消防の防災訓練が行えていないのは現状であります。当町におきましても、職員の防災意識を高めるために、役場内の避難訓練でありますとか、あるいは、消防団と1つになって町の防災訓練を今後は開催していきたいなと思いますけども、昨今、このような状態ですので、もうしばらく行えない状態かなと思います。

○議長（新澤良文君） 野口議員。

○5番（野口勝也君） ありがとうございます。確かにこのようなコロナ禍とはいえ、災害はいつ何時起こるかも分かりません。待つてはくれません。コロナ禍でも出来ることを検討していただき、地域防災計画に沿って役割分担を明確にし、行政・自治会・事業所、そして町民1人1人が相互に連携を図り、平時から意識啓発に努め訓練を行い、万が一の時のために十分に備えていただけますように要望させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

ました。

○議長（新澤良文君） 野口議員の質問時間が24分程残っております。関連がございましたら。森下議員。

○7番（森下明君） 野口議員の持ち時間をお借りいたしまして関連質問をさせていただきたいと思っております。防災の質問をすると総務課長が答えるものだとということで、他の課長さんはゆったりしておられました、各自分の所管の所ではどうやと、防災計画は出来ているのか、防災訓練しているのか、と言われて目が分かれた課長さんがおられました、当然の事であります。これは、総務課長が一人考える問題ではない。特にいつ起きるか分からないということでは、例えば教育現場で起きた時、教育委員会としてどういう体制を取っているのか、どういう指導をしているのか、子ども達にどういう教育をしているのか、ということ問われた時に、即座にきちんと答えられる体制にあるのかどうか。あるいは、町が持っている福祉施設であり、そういう場所で地震があった時、その施設はきちんと耐震化がなされているのか、その場所と連絡等がきちんとできる体制が整っているのか、そういうことを全て行政で考えていただくというのが、防災意識ということで、先日も防災の勉強会一緒に行かせていただきました。東北の方のある市の人たちが、その報告をなされておりました。当然、地域防災計画もきちんと作り上げ、避難訓練も常時行い、それであっても大きな被害が出てしまった。指揮系統である庁舎が災害にあった時に本部は機能しない。そういうことからすると、予想外の大きな災害が起きた時に、今までの計画では何の機能もしない。そして、機能さそうと防災本部に人が集まらない、集められない現状がある。高取町においてもそうです。例えば、土曜・日曜に大きな震災が起きました。災害対策本部である役場庁舎に何人の方が駆け付けられますか。そういうことから考えると、防災というのは、1からもう1回見直していただく必要があるというふうに思います。自主防災組織についてもそうです。これは以前からずっと申し上げてきてまだ10コ。自警団、自前の消防団をお持ちの自治会もございまして、自主防災組織という名目にくくるとそういう形になってくるのかも分かりませんが、1日も早く、各地域において立ち上げていただいて、これ以前にも私提案していると思っております。防災連絡協議会、地域の連絡協議会、町を挙げて災害に強い高取町を作り上げましょうというふうに考えておりますが、そのことも踏まえて再度総務課長お伺いをいたします。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） すいません。今、森下議員がおっしゃられた通りで、各課にはいろんな防災の時にはどうするかというようなマニュアルは、職員の行動マニュアルは出来ているんですけども、実際やっぱり、計画があるだけで実行できていないということは事実でございます。これに関しては今後ですね、また訓練をしながら連携を図って行きたいなと思います。

各大字における自主防につきましてもいろんな形で、「もし何かお困りの事がありましたら役場の方へ相談してくださいね」ということでアナウンスはしているんですけども、一步踏み込んだ形で大字の中の内容であったりというところまでは、行き届いていない点がございますので、今後は防災に関する意識を高めるためにですね、また区長さんと相談しながら、どういうやり方が一番ベストな方法なのかということも協議しながら進めてまいりたいなと思っています。ただ、大字によっては、自主防によっては、独自の防災計画を作られておって、大字の中で、そういう組数があって、「どこどこの組は、どこどこに避難させる」とかということとかも、たぶんシュミレーションもされている大字もございます。大字ごとにたぶんそういう温度差もあろうかと思っておりますので、それが皆同じ意識で、同じ行動がとれるような状況も含めて、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（新澤良文君） 森下議員。

○7番（森下明君） 取り組みには時間もかかるしお金もかかります。当然、災害を最小限に抑えて人命の損傷を防ぐということが大事なところでございます。そこでもう先進地では、既にそういう部分に予算を付けて対応しておられる地域もあります。当然うちの町としても、高取町が一番大きな被害を被るであろう災害というのは、どういうことかというのは感じておられると思いますが、うちは海もありませんし大きな川もありませんし、津波の被害にあうこともなければ、大きな川が無い分だけ川の氾濫によるということもありません。だから、うちが一番危惧するのは、南海・東南海の地震において、今、予測されているより大きな震度が起きた時に高取町で起こる一番大きな災害は、家屋の倒壊による圧死。これ各地で地震が起きましたが、ほとんどがそういう形で亡くなっておられます。その家屋倒壊による圧死、そういうことを防ぐためには何が必要か。耐震化ですよ。耐震化のためにどのような手立てをするか、町としてどういう予算付けをするかということも、今後、高取町にとっては大きな課題になろうかというふうに思います。自主防災組織の進捗も含めて、提案して関連質問を終わりたいと思います。

○議長（新澤良文君） 野口議員の質問時間が残り18分残っております。関連質問がございましたら。お受けいたします。松本議員。

○4番（松本圭司君） すいません。恥を忍んで、議会でこういう話をしているものと恥を忍びますけども、私は今、清水谷の住所で下土佐の付き合いをさせていただいています。私、下土佐の自治会の副会長もやらしてもらっています。2年目で、来年までに自主防災組織を立ち上げたいというふうに自治会では話をさせていただいておるんですが、どうも、こんなこと言っては怒られますが、下土佐大字については、どうも意識が低い。この辺の意識を上げられる手立て、こういうのがございましたら、助言いただける課がございますのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（新澤良文君） 芦高総務課長。

○総務課長（芦高龍也君） 松本議員さんの一応そういう助言ということでもないんですけども、県の方で防災に関する出前講座であったり、いろんな講演もされている中で、そういうようなことを、どっか大字の集まっていた時に、たとえば30分でも時間を取っていただいてこういう意識を持ってもらうということが、一番のスタートかなと思います。ただ、実際に起こってしまえば後の祭りになってしまいますので、それまでにこういうことを備えておいてくださいねということは、我々、広報誌なりホームページとかでもいろんな情報は発信するようにはしているんですけども、総務課が防災の窓口になっていますので、各大字でお困りごととかありましたらですね、また相談させていただきまして、町と一体に進めていけたらなと思っておりますので、何なりとお申し付けください。すいません。回答になっているかどうか分かりませんが、よろしくお願ひします。

○4番（松本圭司君） ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） あと17分ございます。関連ございませんか。無いようでしたらこれもちまして5番、野口議員の質問を終わります。ここで5分程休憩させていただいて50分から再開いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（新澤良文君） それでは、再開いたします。通告書にございました8番、新澤議員の発言を許します。8番、新澤議員。

〔 8 番 新澤明美君 登壇 〕

○ 8 番（新澤明美君） 8 番、新澤から 2 点について質問させていただきます。まず 1 つ目は、新型コロナ感染拡大への対応についてであります。2 月 1 日から 3 月 2 日までの町内の感染者は 1 5 7 人と感染が拡大してきております。この拡大につれて、住民の方から様々な声が寄せられています。「どこで検査したらいいのか」と「どこで相談したらいいのか」と本当困った声が聞こえてきます。

そこでまず 1 つ目、陽性者や濃厚接触者の健康やくらしの実情など、町がどこまで把握されているのか、どんなことが課題となっているのか、その点についてご説明をいただきたいと思えます。

2 つ目に、収入に余裕がない人で、症状があっても窓口負担を心配して発熱外来を受診してないケースについてであります。現在、発熱外来を受診し、検査をして陽性と判断され、薬の処方を受けて自宅待機となった人の場合、支払いは後日となりますが、健康保険証があっても医療費の窓口負担は大変重い状態です。感染の疑いのある人が受診できないということは、本人の健康と命、また、感染拡大防止の観点から重大な問題ではないかと考えます。窓口負担の軽減をはじめ、何か支援できる方策は無いでしょうか。

3 つ目、感染拡大を抑制するための P C R ・抗原検査体制の確立についてであります。この度、櫃原市に県の事業として、無料の P C R 検査センターが開設されました。対象者にならないのは、感染者・有症状者・濃厚接触者となっています。濃厚接触者で無症状の人は、病院でも検査を受けられないということです。そうしますと、濃厚接触者が感染しているかどうか分からないために、濃厚接触者の周辺の人たちの社会生活にまで大きな影響を及ぼしているのが現状であります。感染拡大を抑制して、安心して社会生活をする上で、誰でも検査ができる体制の確立が必要であると考えますがいかがでしょうか。

4 番目、軽症の陽性者も入院・療養ができる体制の確保について、家庭内でひとり感染をすれば次々と感染拡大する事例が多く見られます。接触感染・空気感染と、同じ家の中で防ぎきれないのが現状ではないかと思われます。ワクチンを接種できない乳幼児、重症化しやすい高齢者や基礎疾患のある人を感染から守るには、必要に応じて入院・療養できるそのような体制を、緩和した体制を整えて頂きたいと思えますが、いかがでしょうか。

5 つ目に、町が自宅療養者を把握して援助体制を整えることについてであります。町では、自宅療養や自宅待機者の電話相談や食料・衛生用品の支援が始まりました。

た。現在、陽性反応がでてでも保健所から指示が来るまで、約3日間かかっています。この間、体調不良や生活困難であっても、どうしたらよいのか分からず、町の支援までたどりつけない人があるのではないかと思います。とにかく、心配事があったら、総務課へ連絡をするよう住民周知をしていく必要であると思います。また、その他様々な支援があります。国や県、県の支援、また中和保健所に連絡をすること、社会福祉協議会でやっていること、また役場内では、4つの課にまたがって窓口が設けられています。こうなって本当に窓口がたくさんあります。ネット環境がない人にとっては、さらに情報を入手することが困難となっています。住民に必要な情報を伝えるには、もっと簡単な窓口を作っていくことが必要なのではないかと考えますが、その点についてどんなふうにお考えでしょうか。

6つ目、衛生面から任意で乳幼児や成人を対象に紙オムツを支給する。また、それらを入れるゴミ袋の支給を求めますが、いかがでしょうか。

7つ目、食料・衛生用品の支援がありますが、その対象者を「親族等から支援を受けられない人」と指定をしていますが、そのことを外して、感染者や濃厚接触者は誰でも支援を受けられるように、また、ゴミ袋を含めてパックにしたものをスッと届けられると、そういう様な状態を作って、必要なところにはお届けをするというようなのはどうでしょうか。

8つ目に、2回目の年代別ワクチン接種率を見ますと、30代までが60%代、60代以上が90%以上。若年層の接種を進めるために、SNS・街頭チラシ等で日程や場所等の周知をしてはどうでしょうか。

9つ目、これまで町独自の様々な対策が実施されてきましたが、長期にわたる感染拡大のもと、住民は精神的にも経済的にも本当に疲弊してきています。収入が減っている事業者や住民への町独自の対策について、今後どのようにお考えでしょうか。

10、国に対して、公立病院の病床削減の中止を申し入れると併に、ワクチンの安定供給・検査体制の整備・保健所体制の拡充・給付や補償ができる財源措置を町として求めることを要望しますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

2つ目の大きな質問であります。幼稚園統合後の旧幼稚園の利用についてであります。建物・土地の利用については、どの様に考えておられますか。多様な住民の声の集約を求めますが、いかがでしょうか。お答えよろしくお願いたします。

○議長（新澤良文君） ただいまの新澤議員の質問に対する回答をお受けいたします。

榊井福祉課長。

〔福祉課長 榊井貞男君 登壇〕

○福祉課長（榊井貞男君） 新澤議員さんからの1問目のご質問の、新型コロナウイルス感染拡大への対応につきましてのご質問に対しまして、お答えさせていただきたいと思っております。まず、発熱外来の窓口負担につきましてのご質問でございます。発熱外来を受診された際のPCR検査・抗原検査にかかる費用につきましては、検査の結果に関わらず、公費負担とされ、自己負担は不要とされているところでございます。また、陽性判明後の解熱剤の処方などの、コロナウイルス感染症の治療のための医療費につきましても、公費負担とされ、自己負担の軽減を図られているところでございます。

次に、PCR・抗原検査体制の確立と統一につきましてのご質問でございます。発熱外来認定医療機関として、県から認定を受けた医療機関におきましてPCR検査や抗原検査を実施されているところでございますが、発熱の症状があるなど、感染の疑いのある方に加えまして、職場や家庭で感染した方がいるなど、濃厚接触の可能性がある場合につきましても、受診した方の状況などを踏まえて、医師の総合的な判断によりまして、症状の有無に関わらず、感染リスクの高い方として、検査を行うとされているところでございます。本町におきましては、3月1日から、へいせいたかとりクリニックにおきまして、発熱外来が開設されたところでございます。また、ご質問の中でも触れていただきましたけれども、無症状の方で感染不安を感じる奈良県民の方に対しまして、奈良県新型コロナウイルス検査促進事業といたしまして、橿原市に開設されましたPCR検査センターなど、県内各所におきまして、県により、無料検査を実施されているところでございます。

次に、軽症の陽性者も入院できる体制の確保につきましてのご質問でございます。新型コロナウイルスの症状が軽症や無症状の方でも、基礎疾患の重症化等によりまして、対処が必要な患者が多くなっている状況がございます。これまでの奈良県における取り組みといたしましては、新型コロナに対応していない病院を含めまして、基礎疾患のある方の重症化防止を図るための入院促進を、県と関係団体から協働で医療機関に働きかけてこられたところでございます。今後、奈良県におきましては、新たに、宿泊療養施設におきまして、病院からの往診により、中和抗体薬の投与、経口治療薬の投与が行われることになりました。宿泊療養施設におきまして、可能な医療の提供を実行するとともに、重症化予防を徹底するため、3月

中旬から実施されるとお聞きしているものでございます。

次に、自宅療養者の把握と援助体制につきましてのご質問でございます。現状におきましては、個人情報の取り扱いの観点から、保健所からの感染者についての市町村への情報提供が行われていないのが実情でございます。そのため、市町村からの生活支援を希望される場合は、本人からお住まいの市町村に生活支援を要請されてきたところでございます。保健所と市町村の情報共有をどうするかが課題となっているところでございます。この度、3月2日に知事が発表されました、奈良県における新たな取り組みといたしまして、3月中旬を目途に、民間委託を活用した自宅療養者への新たな連絡体制の構築を進められることとなりました。県からの委託業者が、電話による聞き取りを行い、生活支援の希望について聴取をされます。そのうえで、生活支援を希望された場合、本人の承諾のもと、業者から市町村に伝達し、生活支援の利用につなげるものでございます。これにより、業者から本町に伝達があった場合は、総務課を窓口として内容をお伺いさせていただきます。本町におきましては、生活支援といたしまして、買い物代行、医薬品の受け取り代行、パルスオキシメーターの貸出を福祉課において実施しています。また、電話相談窓口、食料等の支援、マスク、消毒液、抗原検査キットの提供を含めた支援を、総務課におきまして、実施しているところでございますが、今後はゴミ袋の提供も加えたいと思います。これらの生活支援につきまして、知事から発表されました連絡体制の構築に先駆けまして、必要な支援を求められた方には対応してきたところでございます。また、ホームページへの掲載と併せまして、大字区長を通じまして、チラシの回覧を行って頂き、生活支援の周知を図ってきたところでございますが、今後も広報誌なども活用させていただきまして周知を図ってまいりたいと思います。これまでの利用状況につきましては、食料品等の提供が4件、買い物代行が2件、パルスオキシメーターの貸出につきましては1件のご利用がございました。

乳幼児・成人の紙おむつの支給につきましてのご質問でございますが、自宅療養者宅への紙おむつにつきましては、普段使っておられる紙おむつの種類やサイズ、メーカーもお聞きした上で、買い物代行により対応させて頂きたいと思います。

次に、国に対する申し入れにつきましてのご質問でございます。まず、公立病院の病床削減についてでございます。奈良県におきましては、平成27年に生駒市立病院が210床で開設され、平成28年には南奈良総合医療センターが232床で開設されるなど、公立病院の新規の認可を進めてこられたところでござい

す。県内の病床の必要量につきましては、県におきまして「地域医療構想」として策定されるものでございます。2月中に、県内を5つの区域に分けて、奈良県地域医療構想調整会議を開催され、各病院の具体的対応方針などを議題とされ、検討を進められたと聞き及んでいるところでございます。今後におきましても、県の検討状況を注視してまいりたいと思います。

それから、ワクチンの安定供給・検査体制の整備・保健所体制の拡充などを国に求める旨のご質問でございます。この件につきましては、2月22日に、新型コロナウイルス感染症に関する全国知事会と国との意見交換会が行われました。その中で知事会からの緊急提言として、3回目接種に必要となるワクチンを確実に供給し、具体的な配分量、配送日を早期に示し、市区町村や医療機関の負担軽減を図ることや、検査試薬や検査キットの安定供給に向けて早急に対策を講じること、保健所機能の強化への支援、新たな変異株による感染急拡大なども見据え、更なる財源措置を講じることなどを、強く求められたところでございます。このことを踏まえまして、今後の国の動きを注視してまいりたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（新澤良文君） ワクチン推進室。

〔新型コロナワクチン接種対策推進室長 田中勝也君 登壇〕

○新型コロナワクチン接種対策推進室長（田中勝也君） 推進室田中です。よろしくお願ひいたします。新澤議員のワクチン接種を進めるための周知につきまして回答させていただきます。ワクチン接種につきましては、対象となる方に接種権を発送する際にパンフレット等を同封しております。また、広報誌やホームページで日程の周知を行っております。引き続き広報誌やホームページの周知の他に、今後、まだワクチンの未接種の方につきましては、再度、個人通知を行う等の対応を取っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） まちづくり課長。

〔まちづくり課長 吉田宗義君 登壇〕

○まちづくり課長（吉田宗義君） 失礼いたします。新澤議員ご質問の新型コロナ感染拡大への対応についての収入が減っている事業者や住民への町独自の対応についての質問に対しましてお答えさせていただきます。まちづくり課では令和2年度に、県の緊急事態宣言に伴う県の休業要請を実施した事業者に対しまして、高取町新型コロナウイルス感染拡大防止協力金として10万円の給付をいたしました。また、セーフティネット保証制度等により借入を実行した事業者につきまし

ては、セーフティネット保証制度等借入実行事業者に対する補助として同じく10万円の給付を実施いたしました。令和3年度には、町内の飲食店等に対しまして、高取町飲食店経済活動回復助成金としまして同じく10万円の給付を実施させていただきました。個人向けとしましては、令和2年度に1人当たり5,000円、令和3年度に1人当たり3,000円の地域振興券事業を実施させていただきました。また現在、介護施設や福祉施設、及び介護サービス事業所また医療施設や調剤薬局等に高取町新型コロナウイルス感染症対策強化支援給付金として10万円の給付をすべく、現在、受付をまちづくり課の方で実施しております。締め切りにつきましては、3月15日締め切りで、現在、受付を実施しています。以上、新澤議員のご質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（新澤良文君） 教育次長。

〔教育次長 前田広子君 登壇〕

○教育次長（前田広子君） 失礼いたします。8番新澤議員のご質問、幼稚園統合後の旧幼稚園の利活用についてご回答させていただきます。高取幼稚園・育成幼稚園の園舎は、3月31日をもって幼稚園の用途が廃止され、行政財産から通常財産となります。新幼稚園の園舎の建設の際、財源として国庫補助金や充当率90%、交付税率50%の有利な公共施設等適正管理推進債、起債でございます。こちらを充当しております。この起債を借入するための要件といたしまして、旧両幼稚園の除却や売却等の処分を令和9年3月末までに行う必要がございます。教育委員会として令和9年3月末までの活用の計画は今のところございません。以上です。

○議長（新澤良文君） 再質問をお受けいたします。新澤議員。

○8番（新澤明美君） それでは、1番目の問題であります。町がどんなことまで、どんなことを掴んでいるのか、把握しているのかという点であります。例えば、陽性になった方にお話を聞けば、全部燃えるゴミに捨ててはいけないので、ゴミがどんどんたまると、1週間2週間家にいてたら燃えるゴミが本当に増えてくるんだという話であります。実際、感染症法で保健所と自治体がなかなか繋がれないという状況は、私らさえよく分かっております。しかし、いろんな所でワクチン接種をした時、またいろんな機会に「なんか皆さん困ってること聞いたことありますか」とかね、いろんな聞き方あると思うんですよね。他に何か実態を掴み取ることはありますか。

○議長（新澤良文君） 誰に聞いているの。

- 8 番（新澤明美君） 福祉課の課長。
- 議長（新澤良文君） 榊井課長。
- 福祉課長（榊井貞男君） ただ今のご質問でございます。陽性者ご本人の方、ないしは濃厚接触者ご自身の方からなかなかこちらに連絡がないというような実情でございます。これは生活支援を始めてからですね、現実にご利用がありまして、そういった方々から申し出があって、サービス、買い物代行など、提供したサービスにつきましては「大変助かりました」「ありがとうございました」ということで感謝していただいていますので、やっぱりこういう仕組みがあるということをもっと知っていただく必要があると思いますので、今後もこのような形で周知を図ってまいりたいと思います。よろしく申し上げます。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8 番（新澤明美君） まだ他に把握されていることがあるのかもしれませんが、次に移ります。先程、窓口負担は全くないというお話されましたけれども、実際何人かの方に私伺いましたが、検査費用は一切いりません。検査費用は全くいりませんが、薬のお金とか初診料等については、ちゃんと支払いをされております。だからね、病院によって違うのかなと思って今聞かせてもらってるんですけど、どういうことなんでしょうか。
- 議長（新澤良文君） 榊井福祉課長。
- 福祉課長（榊井貞男君） ただいまのお尋ねでございます。まずですね、発熱外来にPCR検査に行かれた場合でございます。その場合の検査費用につきましては、自己負担はございません。それで自己負担の軽減に図られているんですけど、ただし、発熱外来を検査するために受診された場合の初診料につきましては、健康保険の対象ということで、その部分を自己負担になるのは事実でございます。後ですね、PCR検査で陽性と判明した場合の後の解熱剤等々の処方でございますけれども、その分につきましては、基本的にはその医療機関からですね、その日の内に保健所に感染者の発生届を出していただいたら、自己負担はその後は無料になるというふうにお聞きしているところでございます。ただ、元々患っておられる他の疾病につきましては、治療とかお薬につきましては、従来通りの負担があるものと思います。
- 議長（新澤良文君） 新澤議員。
- 8 番（新澤明美君） ちょっとまた調べていただきたいと思いますけれども、実際にコロナ陽性ということが判明をして、言ったら症状がいろいろ出ているということ

に、症状に対してのいろんなお薬を貰ったら、その場では一切お金は払わなくていいんですよ。どこの病院でもね。どこの病院でも一切払わなくていいんですけども、治ってから後日、その必要な検査以外の費用については、お金を支払うということになっておりますので、またちょっとお調べください。だからね、実際の所検査費用だけが引かれるんでね、やっぱお金かかるということで、「もういいわ」と「我慢しておこう」という形になっているという状況があるっていうのをまず知っていただきたいと。そこへの支援も是非検討いただきたいということでもあります。次に行きます。

- 議長（新澤良文君）　ちょっと待ってください。ちゃんと答えておかない。コロナの期間はかかりませんよとちゃんと答えてあげないと、勘違いしはると思います。
- 8番（新澤明美君）　勘違いじゃない。ちゃんと払ってあるんやから。
- 議長（新澤良文君）　だから、初診は、初診のお金はかかります。だけど、コロナ陽性になった場合の薬代とかいりません。かかりません。それはちゃんと言ってあげないと。榊井課長。
- 福祉課長（榊井貞男君）先程申し上げましたけれども、陽性判明後もコロナによる解熱剤等の処方につきましては、発熱外来の医療機関からその日の内に保健所に対してですね、発生届を提出していただきまして、その分の医療費につきましては基本無料とされているものと認識しております。
- 議長（新澤良文君）　新澤議員。
- 8番（新澤明美君）　次行きます。検査体制の確立であります。誰でも検査ができる体制の確立ということでもあります。やっとならば檜原市ではPCR検査を出来る体制を県の事業として、していただいていると。3月末までということでもありますけれども、ここに濃厚接触者は、そこでは受けられないということになってますね。だからね、濃厚接触者はどこで受けられるかということで、実際に病院に行っても濃厚接触者は症状が無ければ病院では検査は受けられないと。症状が出なかったらね、病院で受けられないという状況あるんですよ。だから濃厚接触者は結局、検査がどこでも受けられずに・・・
- 議長（新澤良文君）　ちょっと待ってください。新澤さん。それ受けられますので、無料で、濃厚接触者は。3月31日まで、ワクチン検査パッケージというので国から1人当たり1万1千円出るんです業者に。
- 議長（新澤良文君）　榊井課長。
- 福祉課長（榊井貞男君）　すいません。まずですね、檜原市ではですね、PCR検

査、大規模会場ですけども、そちらにつきましては、あくまで濃厚接触者とか発熱のある方を除いた方で、感染不安のある方、感染してないかという不安のある方を対象にされています。その一方で、発熱外来におきましてはですね、症状の有無に関わらず、医師の判断によりまして、濃厚接触がある場合につきましても、医師の総合的な判断によりまして受診した方の状況などを踏まえまして、ドクターが、この方は感染のリスクが高いなというふうに判断された場合は、濃厚接触の方につきましても、発熱外来におきましてPCR検査は受けられるというふうになっておりまして、この発熱外来もマニュアル等々もそういう発熱外来の医療機関で配布されていると思いますので、そういう対象者などがドクターの判断ということにはなりますけれども、一応、対象にはされているところでございます。

○議長（新澤良文君） その言い方は具合悪くて、簡単に言うたら、PCR検査受けたいと思ったら誰でも受けれるというのが檜原市のPCR検査場やんか。

○8番（新澤明美君） そんなふうには書いてない。

○議長（新澤良文君） いや、受けれますよ。

○8番（新澤明美君） 私はそこに行っていないから分かりませんが、高取町のホームページを見ますと、濃厚接触者はそこでは受けられないと書いてあるんですよ。ホームページに書いてあります。濃厚接触者は檜原のPCR検査センターに行っていないんだというふうに私は認識して今日ここへ来させてもらいました。

○議長（新澤良文君） 濃厚接触者は別で受けてくださいというのは保健所から指示がくる。その辺詳しく教えてあげて。

○福祉課長（榊井貞男君） すいません。あくまでですね、檜原市における大規模PCR検査につきましては、県の新型コロナウイルス検査促進事業という事業でございまして、この事業につきましてはですね、確かに発熱のある方は除くというふうにはされてますけども、後、一応、濃厚接触の方は除くとはされてますけども、ただ、それ以外の方につきましても感染の不安はありますのでということであれば、どなたでも受診できるというふうになってます。

○議長（新澤良文君） そもそも濃厚接触者というのがもう破綻しとってというのも言うたらないと、一緒の部屋おって隣の席におっても濃厚接触者にならない時代になってるから、だから、ほぼほぼ誰でもPCR検査受けれますということと言うたらないと誤解してはると思う。

○8番（新澤明美君） 書いてあるから、違うんやったらこれ書き直さんとあかんわホームページ。高取町のホームページが間違ってるねんね。そういうことですか。

- 福祉課長（榊井貞男君）　そういうことではございません。あくまで県のホームページに県の事業の趣旨も書いていまして…
- 議長（新澤良文君）　榊井課長。濃厚接触者の方はこちらでPCR検査受けれますよ。濃厚接触者やと保健所から指定されていない人以外はそこで受けれますよと分けて、双方どちらもPCR検査は無料で受けれますよということを教えてあげないと。榊井課長。
- 福祉課長（榊井貞男君）　言葉足らずで大変申し訳ございません。濃厚接触の方につきましては、基本発熱外来での検査は可能でございます。医師の判断とは言うものの可能でございます。それ以外の方々につきましても、橿原市などで設けられてます奈良県新型コロナウイルス検査促進事業により開設されてます検査センターなどで受けていただけますので、極端な話どちらかの所でどなたでも受けていただけるというのが実情でございます。
- 議長（新澤良文君）　新澤議員。
- 8番（新澤明美君）　持って来て私見てますけれども、実際に発熱外来に行つて、濃厚接触者であるということであっても「無症状なんで受けられません」と断られた方もいらっしゃるというのも現実なんですよね。だから、そこら辺でちょっと病院によって違うのかなと思ってね。対応が違うのかなと思って、私おかしいなと思ってね。その方の場合は症状が出てからね、病院に行つてね、検査をされているわけなんですよね。ちょっとそこらへん統一されてないのかなと思ってね。思ってるんですけれども。指定病院とそうじゃない所で取り扱いも違うのかなと思ひましてね、先生の判断によるのかなと思って、聞かせてもらっております。そこら辺についてもね、実際そういうこともある中で、どこへ行ったらいいのかというのが、濃厚接触者やから自分は症状あるから無いからといって、どこに行ったらいいか分からないというような、住民さんは状況ですからね、そこら辺のお知らせもしてあげないといかんなと思ひますね。なかなかいっぱいこのネットでは、いっぱい出てくるんですよね。県の窓口、中和保健所へ連絡しましょうと、こういう場合はここへ電話しましょうって、いっぱい書いてあったらね、本当に分かんないんですよ。全然ネット環境無い人も全然分かんないですし、だからそこら辺についてね。確定した人の話をしてるんだから。何となく聞いてきたことを言うてるんじゃないんですから。議会で発言してるんやから。
- 議長（新澤良文君）　はっきり言うとかないとネットで中継してんねんから、住民の方が誤解されると思うから。濃厚接触者の方であっても、きちんとPCR検査

受けてもらえるということを使うとかない。

○ 8 番（新澤明美君） 基本、発熱外来では濃厚接触者の人は受け入れていただけるということですね。

○ 議長（新澤良文君） 榊井課長。

○ 福祉課長（榊井貞男君） 基本はそうでございます。

○ 8 番（新澤明美君） 家族の方は濃厚接触者となりますしね。

○ 議長（新澤良文君） そこなんです。その区別が、家族の方は濃厚接触者というのは、県も国も認めてないんです。だから、自分が濃厚接触者やと勝手に思っただけで、そやから発熱外来に行かないで、そういう方においては櫃原市の方に行ってくださいということなんですよ。

○ 8 番（新澤明美君） それはもう濃厚接触者じゃないという取り扱いで診てもらはんやね。

○ 議長（新澤良文君） 濃厚接触者というのは、保健所から連絡来る人だけです。

○ 8 番（新澤明美君） そういうのが分かるようにやっぱし伝えないと、行ってもダメだという感じでね、本当に難しい。国もいろいろやってくれているのはよく分かっているんですよ。病院も大変な状況もありましてね。そこら辺をどないかやっぱし分かるように伝えていただくことが大事な思っ、皆やっぱし分からなくてオロオロして、実際に自分熱出てくるかもしれないとか心配やからね。ということなんです。以上です。

次、実際に誰でも検査できる体制ということでね、濃厚接触者やと家族やとかね、あんまりそういうこと関係なくね、心配な人は誰でも受けられるような対応を櫃原のPCR検査場でやってくれたらありがたいなと思っ、それをしてくれたら何のそんなあれもないからね。是非そういうように検討をしていただきたいと思っ、

○ 議長（新澤良文君） そうなってるんですよ。

○ 8 番（新澤明美君） 濃厚接触者はダメでしょ。

○ 議長（新澤良文君） ご自身で濃厚接触者と言っただけで・・・

○ 8 番（新澤明美君） 違う違う。濃厚接触者に設定された人であっても、全然PCR検査してない人はいっぱいおりますやろ。

○ 議長（新澤良文君） 濃厚接触者になったらPCR検査はやってます。

○ 8 番（新澤明美君） してないしてない。してない人はいっぱいいる。

○ 議長（新澤良文君） それはご自身が濃厚接触者と自分で認めているだけで保健所

から濃厚接触者やと指定された人は、どこどこの病院…

○ 8 番（新澤明美君） 家にいますやんか。家に待機しなさいよというふうに言われますやろ。保健所から。

○ 議長（新澤良文君） それは自主待機の人ですね。

○ 8 番（新澤明美君） 違う違う。それは家族タイプと違って、濃厚接触者ですよって保健所から言われた人でも、最後まで、まあ言うたらね、症状が出なかったらね、検査は受けなくてもずっと行けるんです。

○ 議長（新澤良文君） 暫時休憩にします。

午後 4 時 3 2 分 休憩

午後 4 時 3 7 分 再開

○ 議長（新澤良文君） 再開いたします。榊井課長。

○ 福祉課長（榊井貞男君） 先程の PCR 検査のお尋ねでございますけれども、無症状の方へですね、感染しているかも分からないということで不安な方におかれましては、どなたでも榊原に開設されています PCR 検査のセンターで受けていただけます。発熱外来におきましても、発熱されている方はもちろんのこと、濃厚接触者の方におかれましても受けていただけますので、よろしく申し上げます。

○ 議長（新澤良文君） 新澤議員。

○ 8 番（新澤明美君） 軽傷の陽性者も入院や療養できるそういう体制をと、軽傷の方もね、入院や療養ができるような柔軟な体制を必要に応じて、皆が皆ということじゃなくていいんですよ、やっぱ家族構成とかによりますしね、陰性なのに家族が陽性になったために、高齢者が陽性になってしまうとか、子どもまでうつってしまうとかね、そういう状況で家族内感染が増えているわけですし、高齢者が重症になった場合は、本間にもう遅いということもあり得ますからね、そういう意味で早く隔離ということをして、家族内感染を止めることが必要かと思いますが、これまでの状況では、どういう対応をされてきておられるのでしょうか。

○ 議長（新澤良文君） 榊井課長。

○ 福祉課長（榊井貞男君） これまでにおきましてはですね、保健所の判断で入院が必要か自宅療養を求められるかという形で対応されてきたことかと思えます。先程も答弁させていただきましたけど、これまでは宿泊療養施設に入られた場合はですね、宿泊療養施設の中では投薬とか点滴はしてもらえなかったですね、宿泊療養施設から病院に搬送してもらって、そこでの治療というふうになっていたん

ですけれども、やはり軽症者の方への対応も必要ということで、宿泊療養施設の中で病院から先生に来てもらって、そこで点滴してもらおうとか、薬を投与してもらおうとか、その後経過観察が必要ということで、1・2時間ドクターも滞在してもらおうとか、そういう形です、3月中旬からされるということで、先頃発表されたものでございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 国に対しての公立病院の病床削減の中止の問題は榊井課長でよろしいですか。その点についてですが、国や県の動向を見守りますということでございますが、国や県は病床を削減する方向で今進んでいます。それについてどうお考えですか。

○議長（新澤良文君） 榊井課長。

○福祉課長（榊井貞男君） 先程、答弁させていただきましたけれども、町がどうというよりか、先程申し上げましたけれども、県におきまして地域医療構想というのがありまして、その中で県内の病床数がどれだけ必要かとか、そういうものを計画されているものでございます、従いまして、実際、県の地域医療構想調整会議の中で、各病院の具体的対応方針などを議題とされて、ずっと検討されているところでございますので、高取町でどうするというのはなかなか難しいと思います。先程も申しましたけれども、県内におきましては27年に生駒市立病院が開設されたりとか、その翌年には南奈良総合医療センターが開設されていますので、逆に公立病院は増えているというのが現状かなと思います。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） そしたら課長の答弁はこれで結構です。町長答弁をお願いしたいですが、今の件でございますが、奈良県では済生会病院と縮小する方向で他の病院もベッド数は減らすという方向で、縮小・中止という方向になってます。これは全国的なのでそういうのを今進めようと、そういうところにはあんまりお金使わんとこという方向であります、こういう災害・緊急の場合、ほんまにベッド数の足りない。ホテルまで使わなくちゃいけない状況が起きてくると。これから本当にまた大規模災害が起きた時にどこへ避難するかということも含めまして、そういう確保が必要ではないかということで、これまでの国の方針を転換するべきだと考えますが、町長の今の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（新澤良文君） 中川町長。

○町長（中川裕介君） 私がどこまでお応えできるか分かりません。特に地域医療構

想というのは、実は私も所管していたことがございます。生駒市立病院、南奈良の時、関わっていたと思います。いずれにせよ医療費の抑制をとということで、今、新澤議員がおっしゃったのは、急性期の病床を減らそうと、維持費とか、例えば、リハビリ関係とかということとは当然これからまだまだ必要になってくるから、その分をそっちに振り替えましょうということやったと思います。ちょっと離れてから経っていますので、詳細勉強してなくて申し訳ないです。病院経費からいわせたら、急性期の病院が一番診療報酬が高い。リハビリなんかやったら、西川議員ご存じやと思いますけど、全然違いますので。当然スタッフの数も医療機器の数も変わります。そういう意味で、急性期の病院からシフトしていこう、特に老年寄りが増えていきますので、リハビリとかそういうのが必要やろうということで対応するという形になると思います。全国的に医療費の抑制の中で一番言われるのが、ジェネリックのお薬使ってくださいというのが一番言われているところやと思うんですけども、当然、ドクターの手技療関係は診療報酬減ってないと思います。全体で考えますので、どっちにしても十分そこはどこの団体、地方公共団体を含めましても、県も含めまして、そういうことは認識しているはずやと思います。目的は末端に言いますと、医療費抑制ということになると思います。その時に住民の皆様にあつたような、困らないように対応していこうという形やと思っております。答えになってないですけど、町長としての、うちに病院ございませんし、病床抑えませんで、申し上げられることはできませんけど、全体的な国の流れはそういうふうになっておりますし、実際に必要な方に必要な医療を提供できるそちらの方が重要やと思っております。病床の数よりもそういった対応するのが実際の末端の地方団体の長としての務めかなというふうに思っています。例えば、救急搬送然りですね、そういうことしっかり出来るように努めていきたいとは思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 対応の全体の事なんですけど、いろんな支援とか窓口がたくさんあって、住民さんもよく分からないと。例えば、役場でしたら4つの課にまたがって、教育委員会も含めて、コロナ対策に関しては、この4つの課にお電話くださいというふうにホームページでは書かれているわけですし、熱が出たら中和保健所へとか、いろいろ電話番号がいっぱい出たり、ホームページにあるわけですけども、それはそれで、分かる人は載せていただいたらいいんですけども、ネット環境がない人や高齢者の方々には、なかなか難しくどこへ相談したらいい

かよく分からないということで、新型コロナに関しては、どんなことでも総務課にお電話くださいと。役場にお電話くださいと。52-3334ですと。コロナの事で困ってますって言うたら、またそこから繋ぐというようなそういう住民周知の仕方を是非して欲しい。なんか困ったら、52-3334ですという感じにして欲しいと思うんです。その辺について、これは総務課がやれば良いという話じゃないと思いますけど、別に他の所がやってくれてもいいんですけど、そういう窓口を一つにして後広げていくというやり方が、これから高齢者が増える中で私は必要な対応なんじゃないかなと思うんですけど、情報を伝えるには、それ以外でもいい方法があったら町長何かご検討いただきたいと思うのですが。

○議長（新澤良文君） 5分前です。新澤議員。

○町長（中川裕介君） ご提案ありがとうございます。実際にいろいろ、例えば生活支援になれば福祉課さんとか、電話相談窓口は総務課さんとか、生活物資、食料品の提供は総務課とか、そういう形で書かせていただいています。いずれにせよ、52-3334とおっしゃったように役場へ電話していただいて、通常であれば交換がそのことも周知してますので、十分分かってますので、どういうことですかとなれば、総務課かかるか分かりませんし、福祉課かかるか分かりませんが、異論のないように。当然どこかに連絡を入れてもらわないとこっちは分かりませんはっきり言って。まず、それでどこへ電話していいか分からへんというのは、とりあえず役場へ電話してもらったり、代表ですので。今、新澤先生おっしゃったように。ちゃんと役場の中で連携が取れてたら、どっかで引っかかったら、次の段階、次の段階という形でなると思います。まずそれが一番、役場の方で把握できなかったというのが一番大きく失敗になったら大変ですので、そちらの方で、とりあえず今、先生がおっしゃったように、役場の方に電話していただけるようにおっしゃっていただいたら。また、自治会などにもご協力いただいてチラシをそれぞれ各大字区長さんから配布していただいたんかなと思っております。ありがとうございます。そういうことで、とにかく何か困ったら電話してもらったら、役場代表でということで、こちらの方で受けさせていただいたら対応できるように役場の中で情報共有させてもらいたいと思っております。以上でございます。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 幼稚園の問題であります。先程、令和9年までに幼稚園は壊さなくてはならないということで、以前は耐震補強などしたらまだ使えるよう

な話があったんですが、もう校舎は補助金の関係から壊さなくちゃいけないということだけで、耐震補強をして使うということもあり得るということなんでしょうか。そこら辺の話お聞きしたいしたいのですが、簡単に。

○議長（新澤良文君） 教育次長。

○教育次長（前田広子君） 先程、説明させていただいた通り、新しい園舎を建設する際に借り入れをしました起債の条件といたしまして、新しい幼稚園が供用開始になって5年以内に除却または売却というのが条件になっております。それで、以前は耐震改修をしたらという話を教育委員会の中でも考えていたんですけれども、新しい園舎を建てる条件といたしまして、今の園舎でしたら耐震の問題がある。または、50年以上たっている。老朽化が進んでいる施設であるということもありましたので、特に再利用という計画がない中で、その費用を投資してまで使うかどうかというのを考えた時に、やはり、除却か売却という方針を教育委員会の中で出させてもらったという形なので、それとちょうど合致して、幼稚園の建設する際の有利な財源を使えるということもありましたので、こちら起債を充当して建てたという形です。今この起債を借りた条件といたしましては、旧の園舎は除却か売却という形になります。

○議長（新澤良文君） 新澤議員。

○8番（新澤明美君） 売却なんていうのは、私は頭の中には無いんですけども、除却するのにはお金もいるのかなと思うのですが、とってもいい場所にありますから、2つとも幼稚園が。土地がとっても良い場所にあるので、あの土地を何らかの形で使えたらいいなと思っております。そこで、周辺の地域の住民の皆さんの要望、また特に、これからの若い人達の声を十分に聴いてもらった上でどうするかということ、要望を集約していただきたいなと思っております。是非そういう方向でお願いします。

○教育次長（前田広子君） こちらについては町全体の普通財産ということで、町全体の計画として考えていかなければならないかなと思っております。建物については除却または売却というふうな条件がありますけれども、土地については、要望が例えば、公園であったり駐車場であったり、これは例えばの話です。それをすると言っておるのではないんですけども、やっぱり周りの要望を聞かせていただいて、町全体として何にしたら有効になるかということも今後考えていかなければならないのかなと思っております。

○8番（新澤明美君） ご回答ありがとうございます。これで私の一般質問を終わ

らせていただきます。ありがとうございました。

- 議長（新澤良文君） 新澤議員の持ち時間が約3分残っております。関連質問がある方がいらっしゃれば、お受けいたします。西川議員。
- 2番（西川有壱君） 新澤議員の質問時間をお借りいたしまして、私の方から1点ご質問させていただきます。新型コロナウイルス関連に関してなんですが、実際町の声を聴かせていただくと、例えば、最近であればデイサービスが閉まってしまって、1か月くらいお風呂に入れていない方であったり、認知症2人で過ごされていて、片方が陽性になって、片方が陰性で濃厚接触者にはなったけども入院できないとか、そういうケースが聞こえてきます。そんな中、先程、役場に電話してほしいということでお話があったと思うんですが、そういうケースがあった時に対応する体制というのを整えていなければ、役場の方もいけないと思うのですが、そのあたりの体制はどのように整えられていますか。しっかりと検討されている状況でしょうか。お答えの方よろしく申し上げます。
- 議長（新澤良文君） 芦高総務課長。
- 総務課長（芦高龍也君） 連絡体制なんですけども、種類によって、先程もいろいろあったんですけども、内容をしっかり精査させていただきまして、何でもかんでも総務課にかかりますと、また総務課の方でたらい回しという話が出てきますので、きちんと用途に応じて、きちんと繋げられるような体制を今も整っているんですけど、再度もう一回再確認をさせていただきたいと思います。今回の件につきましては、福祉課の方が中心になるかなと思うんですけど、福祉課もまたその中にも係がおられますので、そういうことを含めながら検討していきたいなと思います。
- 議長（新澤良文君） 西川議員。
- 2番（西川有壱君） 他にもまた、濃厚接触者になってデイサービスに行けなくなったとか、そういう情報がケアマネージャーに入らないとか、県と保健所と町の役場、市役所との連携というところもどうなっているんだというふうな声も実際挙がっているところではあるので…
- 議長（新澤良文君） 町も分からない。
- 2番（西川有壱君） その辺りを先程、町と保健所との連携というか、やり取りというところが課題だというふうにおっしゃってたんですけど、その辺りしっかりと話を進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。
- 議長（新澤良文君） ちょうどチャイムが鳴りました。あと1分ございますけども、

関連ございましたら。ございませんか。

それでは、以上をもちまして本日通告いただきました一般質問を終了いたします。
本日本定しておりました日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして散会と
いたします。散会

午後 5時01分 散会

令和4年高取町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和4年 3月16日（水曜日）
招集の場所 高取町議会議場
開閉会日時及び宣言
開会 令和4年 3月 4日 午前10時00分
閉会 令和4年 3月16日 午前10時31分

出席議員（8名）

1	番	森	川	彰	久	君
2	番	西	川	侑	壱	君
3	番	谷	本	□	巳	君
4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
6	番	新	澤	良	文	君
7	番	森	下		明	君
8	番	新	澤	明	美	君

欠席議員（0名）

会議録署名議員

4	番	松	本	圭	司	君
5	番	野	口	勝	也	君
7	番	森	下		明	君

職務のため出席した者

議	会	事	務	局	新	田	靖	幸	
書				記	佐	々	木	一	雄

説明のため出席した者の職・氏名

町		長	中 川 裕 介	君
副	町	長	東 扶 美	君
教	育	長	安 田 光 治	君
総	括 参	事	武 平 年 史	君
教	育 次	長	前 田 広 子	君
総	務 課	長	芦 高 龍 也	君
総	合 政 策 課	長	石 尾 宗 将	君
税	務 課	長	岸 本 資 之	君
住	民 課	長	米 田 晴 信	君
福	祉 課	長	榘 井 貞 男	君
新	型	コ	ロ	ナ
ワ	ク	チ	ン	接
種	対	策	推	進
室	長			
ま	ち	づ	く	り
課		長	吉 田 宗 義	君
事	業 課	長	森 本 修	君
会	計 管 理 者		中 島 佐 知 子	君

議事日程

令和 4年 3月16日 午前10時00分 開議

- 1 報第1号 専決処分の報告について
(令和3年度高取町一般会計補正予算(第9号))
- 2 報第2号 専決処分の報告について
(令和3年度高取町一般会計補正予算(第10号))
- 3 報第3号 専決処分の報告について
(令和3年度高取町一般会計補正予算(第11号))
- 4 報第4号 専決処分の報告について
(高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について)
- 5 議第1号 令和3年度高取町一般会計補正予算(第12号)
- 6 議第2号 令和3年度高取町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 7 議第3号 令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 8 議第4号 令和4年度高取町一般会計予算
- 9 議第5号 令和4年度高取町国民健康保険特別会計予算
- 10 議第6号 令和4年度高取町下水道事業特別会計予算
- 11 議第7号 令和4年度高取町介護保険特別会計予算
- 12 議第8号 令和4年度高取町学校給食特別会計予算
- 13 議第9号 令和4年度高取町後期高齢者医療特別会計予算
- 14 議第10号 令和4年度高取町水道事業会計予算
- 15 議第11号 高取町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 16 議第12号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について
- 17 議第13号 高取町立幼稚園設置条例の一部改正について
- 18 議第14号 高取町立学校給食センター管理条例の一部改正について
- 19 議第15号 奈良県広域消防組合格約の変更について
- 20 議第16号 普通財産の譲与について
- 21 議第17号 普通財産の譲与について
- 22 議会常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時00分 開会

- 議長（新澤良文君） ただ今より、本会議を再開いたします。本日の出席議員は、8名中、8名でございますので、本会議は、成立いたします。

それでは、上程となっております議案を一括議題といたします。議題となりました案件につきましては、去る3月4日に提案理由説明をお受けいたしております。

ただ今より各委員長の報告をお受けいたします。なお、委員長報告は、委員会が開催された順にお受けいたします。また、予算委員会は補正予算と当初予算について、3日間開催されましたが一括でご報告をお願いいたします。

それでは、予算委員会のご報告をお受けいたします。7番、森下委員長、ご登壇願います。

〔7番 森下明君 登壇〕

- 7番（森下明君） 予算委員会よりご報告申し上げます。去る3月7日、9日、10日、それぞれ午前10時から、2階集会室において、委員8名、並びに理事者、管理職出席のもと、開催いたしました。本定例会に付託されました案件のうち、本委員会に付託されました13の案件につきまして、慎重に審議をいたしました。議第4号 令和4年度高取町一般会計予算、並びに議第9号 令和4年度高取町後期高齢者医療特別会計予算、この2点につきましては、委員1名の反対がありましたが、賛成多数で承認されました。

次に、報第1号 専決処分の報告について、令和3年度高取町一般会計補正予算（第9号）、報第2号 専決処分の報告について、令和3年度高取町一般会計補正予算（第10号）、報第3号 専決処分の報告について、令和3年度高取町一般会計補正予算（第11号）、議第1号、令和3年度高取町一般会計補正予算（第12号）、議第2号、令和3年度高取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第3号、令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第5号、令和4年度高取町国民健康保険特別会計予算、議第6号、令和4年度高取町下水道事業特別会計予算、議第7号、令和4年度高取町介護保険特別会計予算、議第8号、令和4年度高取町学校給食特別会計予算、議第10号、令和4年度高取町水道事業会計予算、この11議案については、全会一致で承認されました。

以上、付託されました13議案全て承認されましたことをここにご報告いたします。

- 議長（新澤良文君） 次に、総務経済建設委員会のご報告をお受けいたします。5

番、野口委員長、ご登壇願います。

〔5番 野口 勝也君 登壇〕

○5番（野口勝也君） 総務経済建設委員会からご報告申し上げます。去る3月8日午前10時から、2階集会室において、委員8名全員出席のもと、開催いたしました。本定例会に付託されました議案のうち、本委員会に付託されました3議案につきまして、慎重に審議をいたしました。

議第11号 高取町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議第12号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について、議第15号 奈良県広域消防組合理約の変更について。

以上、3議案は、全会一致で承認されました。以上で報告を終わります。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。次に、教育厚生委員会のご報告をお受けいたします。3番、谷本委員長 ご登壇願います。

〔3番 谷本□巳君 登壇〕

○3番（谷本□巳君） 教育厚生委員会よりご報告いたします。教育厚生委員会は去る3月8日、総務経済建設委員会終了後、午後5時25分から役場2階集会室におきまして、委員全員、並びに理事者、管理職出席のもと、開催いたしました。本委員会に付託を受けました、報第4号 専決処分の報告について（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）、議第13号 高取町立幼稚園設置条例の一部改正について、議第14号 高取町立学校給食センター管理条例の一部改正について、議第16号 普通財産の譲与について、議第17号 普通財産の譲与について、慎重に審議いたしました結果、全ての議案を全会一致で承認いたしましたことをご報告いたします。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会のご報告につきましては、調査未了であり継続調査中でありま

すので、省略いたします。

以上を持ちまして、各委員長報告を終了致します。なお、委員長報告に対する質疑は行いません。各議案審議の中でその都度、質疑、討論を行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

お諮りをいたします。ただ今から、議事を進行いたしますが、議案書の朗読を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起る〕

○議長（新澤良文君） 異議なしとのことをございますので、省略いたします。あわせて、本町議会は、常任委員会において全議員出席のもとに開催をされております。付託案件の中で、全会一致で承認されたものにつきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） それでは、日程第1 報第1号 専決処分の報告について（令和3年度高取町一般会計補正予算（第9号））を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第2 報第2号 専決処分の報告について（令和3年度高取町一般会計補正予算（第10号））、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第3 報第3号 専決処分の報告について（令和3年度高取町一般会計補正予算（第11号））、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第4 報第4号 専決処分の報告について（高取町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について）、を議題といたし

ます。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第5 議第1号 令和3年度高取町一般会計補正予算（第12号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第6 議第2号 令和3年度高取町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第7 議第3号 令和3年度高取町介護保険特別会計補正予算（第3号）、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第8 議第4号 令和4年度高取町一般会計予算、

を議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） それでは討論を行います。討論はございませんか。新澤議員。

○8番（新澤明美君） 本年度予算に反対の立場で討論をいたします。まず、見通しがない重粒子放射線治療施設の誘致を断念して今年度から予算化されなかったことは当然ですが、これまでの公費の無駄使いはとても残念です。本年度予算案に求められる最大の課題は、新型コロナ感染から住民の命と暮らしを守ることです。感染拡大を抑制するために、3回目のワクチン接種を速やかに進めるとともに、保育所・幼稚園・小学校・中学校・福祉施設等での十分な検査の実施が重要です。また、家庭内感染を防ぐうえで、陽性者が軽傷であっても、入院・待機場所を確保すべきであります。住民の健康面、暮らしなど、あらゆる問題の解決のための情報発信に努めるとともに、相談窓口の体制を一層整えてください。中小企業・店舗・非正規労働者・アルバイト学生などへの打撃は深刻です。国の制度への町独自の上乘せ制度の実施、また、困窮者への物資支給の対象者を広げる事、給食費の補助、学生への支援金など、町独自の支援策を検討すべきであります。次に、30人学級の実施は評価すべきことで、中学校でも早期に実施されることを望みます。高齢者の移動手段確保事業については、他の方法も含めて内容の検討を求めます。仕事コンビニ事業は、仕事づくりだけではなく、様々な人材育成確保で町の活性化に寄与することを期待しています。引き続き、少子高齢化を抑制して、持続可能で安全なまちづくりを計画的に進めることを求めます。安全安心の問題では、自主防災組織を作ることをはじめ、日常の準備、災害時の行動など、今、学習を早く進めることが重要ですが、計画がありません。耕作放棄地の解消や担い手づくり、山林事業の問題など、そして、子育て支援については、重要な課題です。具体的な事業を計画的に進めていただきたいと思います。そして最後に、町民の暮らしを守る最後の砦として、町が役割を果たすことを求めて討論といたします。以上です。

○議長（新澤良文君） 他に討論のある方はいらっしゃいますか。森下議員。

○7番（森下明君） 本案に賛成の立場で討論させていただきます。本予算については、委員全員により、きめ細かく審議させていただき、数多くの意見や要望も提言しながら審議された内容であり、財政状況が厳しい中、収支の均衡を図りつつ予算編成されたものであり、予算委員会の審査結果を尊重し、賛成の弁といたします。

○議長（新澤良文君） 他に討論はございませんか。それではこれで討論を終わります。議題となっております本案について、これより採決を行います。原案どおり、決定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。起立多数で本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第9 議第5号 令和4年度高取町国民健康保険特別会計予算、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第10 議第6号 令和4年度高取町下水道事業特別会計予算、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第11 議第7号 令和4年度高取町介護保険特別会計予算、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第12 議第8号 令和4年度高取町学校給食特

別会計予算、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第13 議第9号 令和4年度高取町後期高齢者医療特別会計予算、を議題といたします。

上程となっております本案について、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） それでは討論を行います。討論はございませんか。8番、新澤議員。

○8番（新澤明美君） 本案に反対の立場で討論をいたします。今年度から医療費の窓口負担の一部が1割から2割に、また、保険料の引き上げも予定をされているところでございます。これは、医療費増による現役世代の負担を抑制し、保険制度を維持するためにとされていますが、医療費や保険料の引き上げは高齢者の暮らしを脅かしています。これ以上の負担増では本当に大変です。国の負担こそ増やすのが本来の社会保障の在り方であると考えます。以上です。

○議長（新澤良文君） 他に討論はございませんか。森下議員。

○7番（森下明君） 本案につきましても、先程、議第4号で述べましたとおり、全員でしっかりと審査させていただいたうえで委員会の承認を尊重し、賛成討論といたします。

○議長（新澤良文君） 他に討論はございませんか。それではこれで討論を終わります。議題となっております本案について、これより採決を行います。原案どおり、決定することに賛成の方の、起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。起立多数で本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第14 議第10号 令和4年度高取町水道事業

会計予算、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第15 議第11号 高取町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第16 議第12号 高取町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第17 議第13号 高取町立幼稚園設置条例の一部改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第18 議第14号 高取町立学校給食センター

管理条例の一部改正について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第19 議第15号 奈良県広域消防組合格約の変更について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第20 議第16号 普通財産の譲与について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第21 議第17号 普通財産の譲与について、を議題といたします。

上程となっております本案を、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（新澤良文君） 次に、日程第22 議会常任委員会、特別委員会及び議会運

営委員会の閉会中の継続調査について、を議題といたします。各常任委員会委員長、予算委員会委員長、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる事故の実態と町幹部の関与についての調査特別委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第71条の規定により、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

○議長（新澤良文君） お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、申出書に記載の事項について、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

○議長（新澤良文君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（新澤良文君） 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

○議長（新澤良文君） それでは、今定例会の閉会にあたり、中川町長より、ご挨拶をお受けいたします。中川町長ご登壇願います。

〔町長 中川裕介君 登壇〕

○町長（中川裕介君） 令和4年第1回定例会閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、町民の皆様にも多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしまして、改めて深くお詫び申し上げます。町議会では、百条特別委員会を設置され、調査、検証されているところでございます。町は、引き続き真摯に対応してまいります。

本定例会で、提案いたしました高取町農業委員会委員の任命同意の人事案件、令和3年度一般会計補正予算の専決処分の報告、高取町国民健康保険条例の一部改正の専決処分の報告、令和3年度一般会計補正予算他、2つの特別会計補正予算、令和4年度一般会計当初予算他、水道事業含みます6つの特別会計当初予算、高取町立幼稚園設置条例の一部改正など、終始、熱心にご審議いただきまして、全議案をご同意、ご承認、ご議決いただきまして、心より御礼申し上げます。ありがとうございます。本会議をはじめまして、各委員会の審議の過程で皆様からいただきましたご意見、ご提案などにつきましては、町政運営に反映するように努めてまいります。皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（新澤良文君） ありがとうございます。

これをもちまして、令和4年高取町議会第1回定例会を閉会いたします。閉会。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高 取 町 議 会 議 長

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員

高 取 町 議 会 議 員